

キャッシュレス決済の動向整理

2022年9月16日

目次

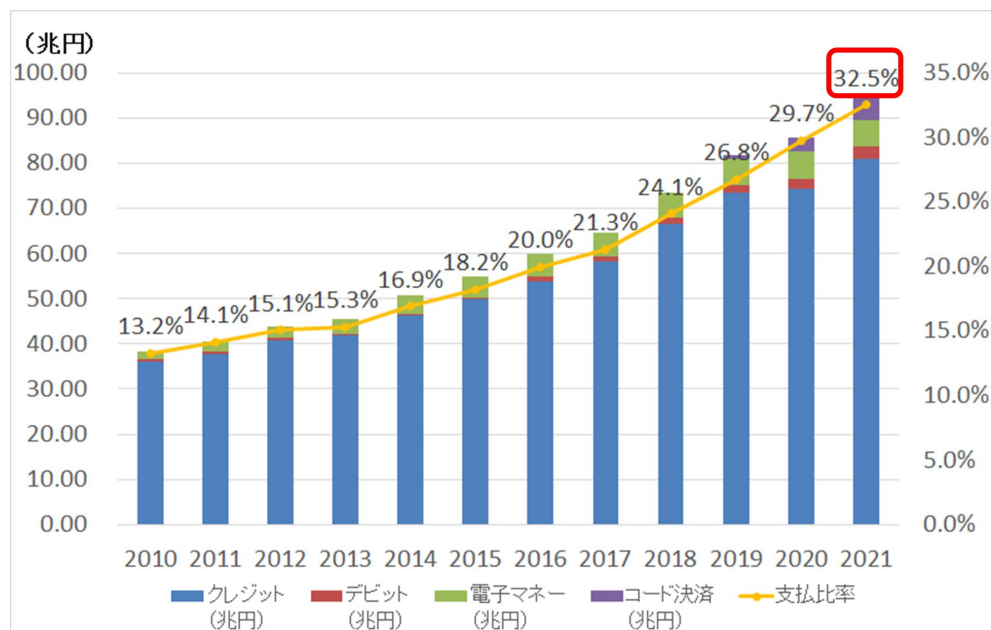
1. キャッシュレス決済について	2
2. キャッシュレス決済の利用状況等 （キャッシュレス決済の利用状況に関するアンケート調査）	21
3. 諸外国における動向について	34
4. キャッシュレス決済における消費者保護の取組	48

1. キャッシュレス決済について

1.1 キャッシュレス決済の現状

- 2021年のキャッシュレス決済比率は32.5%。
内訳はクレジットカードが27.7%、電子マネーが2.0%、コード決済が1.8%。

キャッシュレス支払及び決済比率の推移



キャッシュレス決済比率の内訳の推移

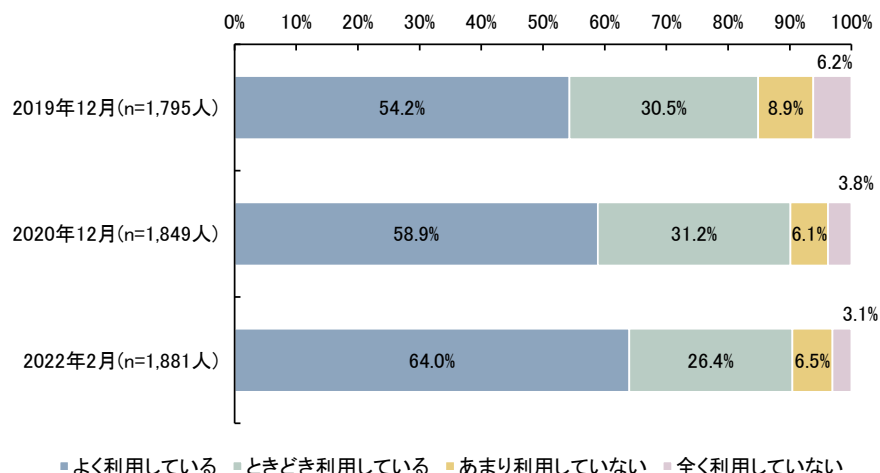
年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
クレジット	16.5%	18.0%	19.2%	21.9%	24.0%	25.8%	27.7%
デビット	0.14%	0.30%	0.37%	0.44%	0.56%	0.75%	0.92%
電子マネー	1.5%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	2.1%	2.0%
コード決済	-	-	-	0.05%	0.31%	1.1%	1.8%
計	18.2%	20.0%	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%

(注) キャッシュレス決済比率=(クレジットカード支払額+デビットカード支払額+電子マネー支払額+QRコード決済支払額)÷民間最終消費支出
 クレジットカード支払額:(一社)日本クレジット協会調査、デビットカード支払額:日本デビットカード推進協議会(2015年)、日本銀行「決済システムレポート」・「決済動向」(2016年以降)、
 電子マネー支払額:日本銀行「決済動向」、コード決済支払額:(一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」、民間最終消費支出:内閣府「国民経済計算」(名目)
 (出所) 経済産業省「2021年のキャッシュレス決済比率を算出しました」(2022年6月1日)

1.1 キャッシュレス決済の現状

- キャッシュレス決済を「よく利用している」とする者の比率は2019年12月の54.2%から2022年2月には64.0%に増加。
- 利用頻度の高いキャッシュレス決済手段として、「バーコード、QRコード決済」を挙げる者の比率は51.8%にまで増加。

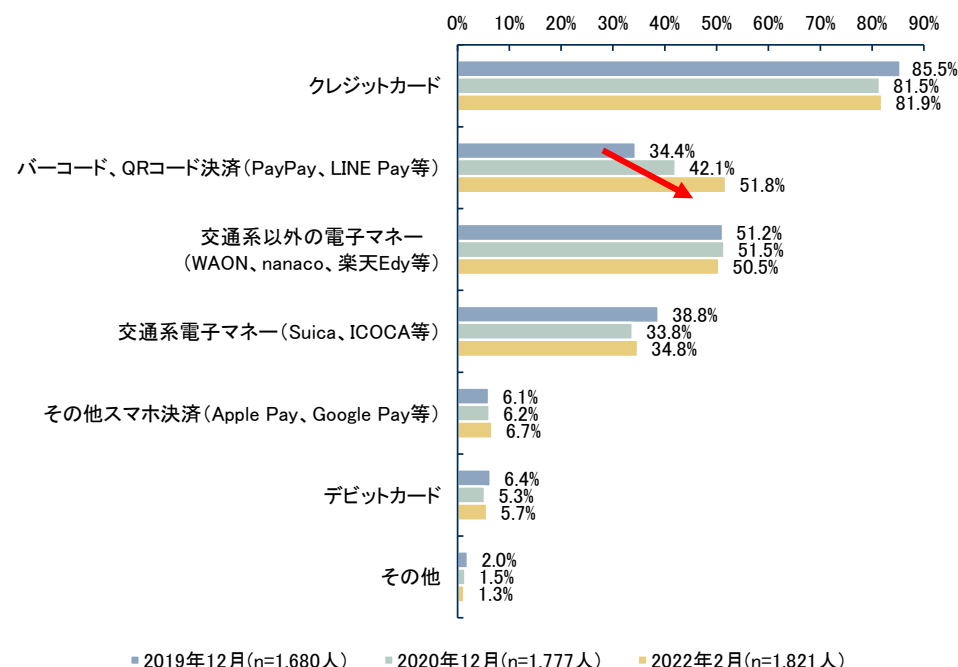
キャッシュレス決済の利用状況



(注) キャッシュレス決済とは、物理的な現金(紙幣・硬貨)を使用せずに商品・サービスの料金の支払等を行うことを指します(ただし、ここでは銀行等の口座振替、振込等による決済を除くことします)。

(出所) 消費者庁「[参考・2月(確報)]店頭購入及びキャッシュレス決済に関する意識調査結果」(2022年3月16日)

比較的使用する頻度の高いキャッシュレス決済手段(複数回答)



(注) 対象はキャッシュレス決済を「全く利用していない」以外を回答した者。

(出所) 消費者庁「[参考・2月(確報)]店頭購入及びキャッシュレス決済に関する意識調査結果」(2022年3月16日)

1.2 コード決済の概要

- コード決済は、QRコード、バーコードを使って支払いをする決済方法。
- QRコード決済の取引手順としては主に2通り存在。
 - 利用者提示型 (Consumer-Presented Mode) : 利用者がスマートフォン等に表示したQRコードを店舗が読み取る



- ①利用者がアプリにてQRコードを表示
- ②店舗の端末でQRコードを読み取ってもらい支払

- 店舗提示型 (Merchant-Presented Mode) : 店舗が提示したQRコードを利用者がスマートフォン等で読み取る

ー 動的コード



店舗の端末に表示されたQRコードを読み取り

- ①決済の都度、QRコードを生成
- ②利用者がQRコードを読み取って決済

ー 静的コード



店頭の印刷されたQRコードを読み取

- ①店舗に設置されているQRコードを利用者が読取
- ②利用者が金額を入力して決済

※実際の取引手順は事業者により異なる。

- 実店舗での決済に利用できることが多いが、一部のECサイトで利用できることがある。
 - ECサイトでの支払方法は多様。
 - ー ECサイトのアプリでコード決済を選択後、起動したコード決済アプリで決済
 - ー パソコンのECサイトに表示された支払用QRコードをアプリで読み取って決済
 - ー コード決済のサイトにログインして決済 等

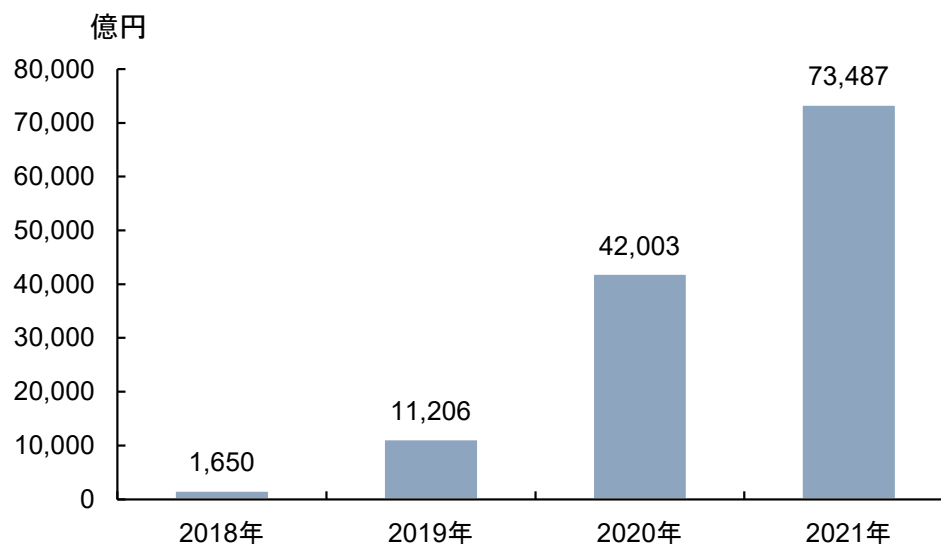
1.3 コード決済の利用状況(店舗利用金額)

- コード決済の決済の方式としては、大きく分けて①クレジットカードの使用等として後日支払う方式(後払い方式)、②あらかじめチャージを行ったチャージ残高から支払う方式(前払方式)、③銀行口座や資金移動用口座内の資金から即時に引き落とされることで支払う方式(即時払い方式)が存在する※。これらを組み合わせて1つのサービスとして提供しているものもある。

※経済産業省「コード決済を行った際に作成される領収書等の印紙税における取扱いについて」(2020年7月2日)

- 2021年のコード決済の年間店舗利用金額は7兆3,487億円に増加している。

コード決済の年間店舗利用金額の推移



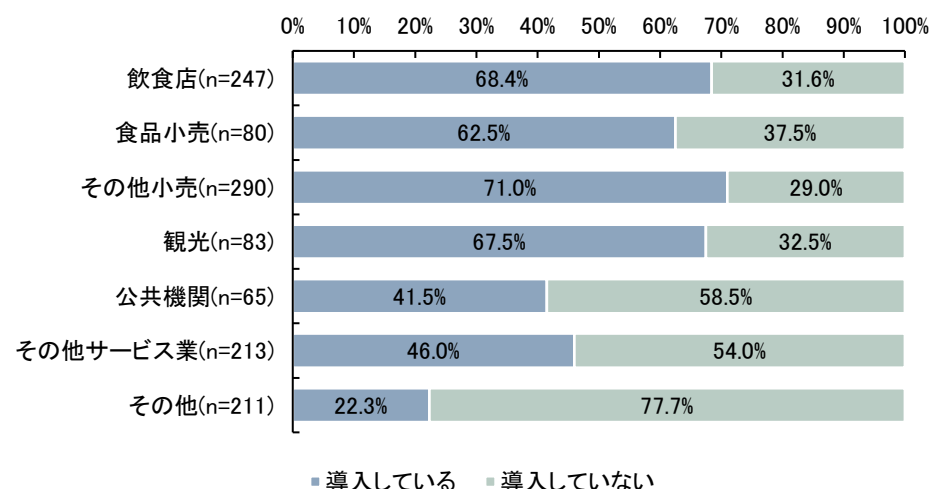
(注) 2018年、2019年は13社、2020年、2021年は16社から提供されたデータを集計
一部の事業者の店舗利用金額については、バーコードやQRコードを介さない利用実績(オンライン、カード媒体等での利用分)も含まれます。

(出所) 一般社団法人キャッシュレス決済推進協議会「コード決済利用動向調査」

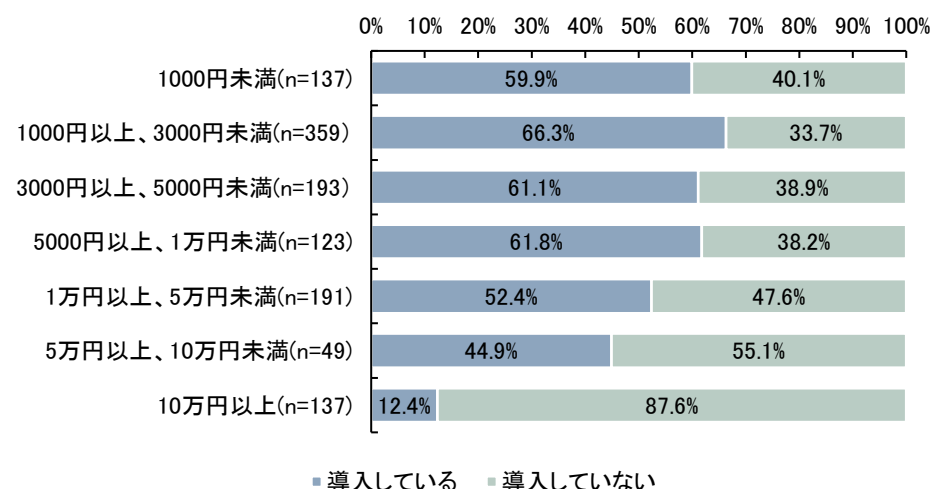
1.3 コード決済の利用状況(中小事業者での導入状況)

- 中小事業者におけるキャッシュレス決済の利用実態を調査した経済産業省調査によると、回答事業者でのコード決済の導入率は55%。
- 飲食業、小売業、観光業でのコード決済導入率が相対的に高い。
客単価別では、相対的に低価格帯でコード決済の導入が進んでいる。

業種別 コード決済の導入状況



客単価別 コード決済の導入状況



(注) 調査概要

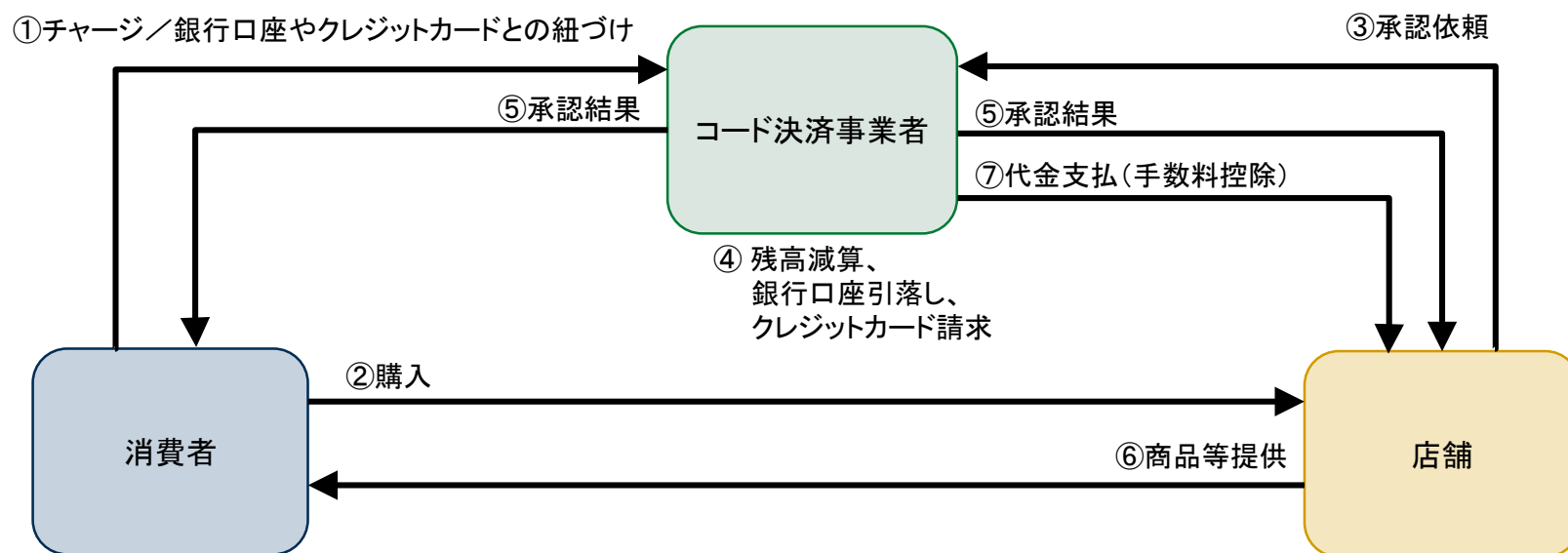
中小事業者におけるキャッシュレス決済手数料等の実態を把握すべく、全業種を対象に事業者向けのWebアンケートを実施、1189社が回答。

調査実施期間: 2021年1月27日～2021年3月31日

(出所) 経済産業省「キャッシュレス決済実態調査」(2021年6月18日)

1.4 コード決済の支払いの流れ

- コード決済の利用に先立って消費者は、コード決済のアプリをインストールし利用者登録を行う。
さらに本人確認手続きを行うことでチャージ残高の出金が可能になる等、利用できる機能等に違いがある。
- アプリへのチャージ、銀行口座やクレジットカード等との紐づけを行う。アプリへのチャージは銀行口座、コンビニやATM、クレジットカード、キャリア決済、オークションやフリマ等の売上金、ポイント等によって行える。
- 店舗で求められた方式（利用者提示型、店舗提示型）でコードの読み取りを行う。利用者提示型では店舗から、店舗提示型では消費者からコード決済事業者へ承認依頼（オーソリ）を送信。コード決済事業者での承認後、承認結果を店舗、消費者に送信。店舗は商品等を消費者に提供。コード決済事業者では、商品等の代金について消費者のチャージ残高の減算、銀行口座からの引落、クレジットカード事業者への請求等を行う。
- 店舗は決済手数料を負担。売上金から手数料を差し引いた金額がコード決済事業者から支払われる。



※利用者提示型の場合

1.5 コード決済(個人間送金)

■ 個人間送金

- 個人間送金機能を提供するコード決済サービスがある。送金方法はサービスにより異なる。
 - － アプリを通じて送金額を入力して作成した送金のリンクを、メールやSNS等で相手に送信し、受取人がリンクからアプリを起動する等して受け取ることができるサービス
 - － 受取人にアプリ上でQRコードを表示してもらい、当該QRコードをスキャンした上で送金額を入力することで送金できるサービス 等
- 個人間送金可能な上限金額が設定されている。
- コード決済アプリを通じて割り勘を実現できるサービスもある。

1.6 後払い決済の概要

- 商品が手元に届いた後に、送られてきた請求書、電子メール等で送られる請求通知、アプリに表示される請求画面等を利用して、定められた支払期限内に代金を支払うことで決済が行われるサービスである。当月の購入代金を翌月にまとめて支払う後払い決済サービスも提供されている。
- 2か月を超える信用購入あっせんは割賦販売法の規制対象となるところ、2か月以内での後払い決済サービスを提供する事業者が多くなっている。支払期限を請求書発行日から一定の日数(14日以内等)以内と定めているサービスが多い。
- 割賦販売法の規制対象となる毎月一定額を支払う後払い決済サービス、支払いを一定期間繰り延べできる後払い決済サービス等を提供する事業者もある。

1.7 後払い決済の支払いの流れ

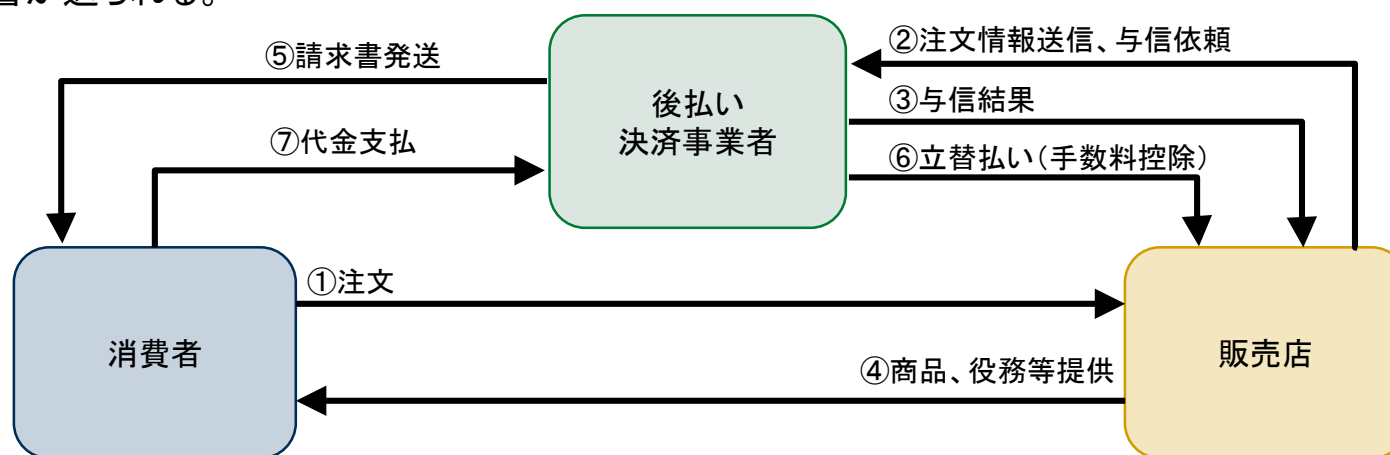
- 事前に会員登録等をする必要はなく、商品購入時の支払手段として、後払い決済を選択するだけで利用できるサービスが多い。購入時には、氏名、住所、携帯電話番号、電子メールアドレス等を入力(ECサイトに入力した情報が受け渡される)する。後払い決済サービス事業者において、都度、与信が行われ、問題がなければ販売店にその旨が伝えられ、商品等が発送される。販売店には手数料を控除した代金が後払い決済事業者から支払われる。

※後払い決済を利用する消費者に手数料を求める販売店もある。

- 消費者は、商品が届いた後、請求書、電子メールでの請求通知、アプリ画面に表示される請求画面等を利用して代金を支払う。支払はコンビニでの支払い、銀行振込等で行う。毎月一定額を支払う、支払いを一定期間繰り延べできる等の後払い決済サービスでは、手数料の支払いが必要となる。

※支払期限を長期間過ぎても支払いが行われない場合、弁護士事務所等に債権の回収を委託するといった対応がなされる場合もある。

- 定期購入では初回は通常の購入と同様となり、2回目以降の商品提供時は、所定の商品提供タイミングにあわせて販売店から後払い決済事業者へ注文情報が送信され、与信が依頼され、問題がなければ販売店から商品が発送されるとともに、請求書が送られる。



(注) 事業者・サービスにより異なる

1.8 関連法令等(資金決済法:前払式支払手段)

■ コード決済を前払式支払手段発行業として実現しているサービスがある。

前払式支払手段

前払式支払手段とは、以下をすべて備えたもの

- 金額又は物品・サービスの数量(個数、本数、度数等)が、証票、電子機器その他の物(証票等)に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること。
- 証票等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること。
- 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されること。
- 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。

※これらを満たしていても、発行の日から6月内に限って使用できるもの、乗車券、美術館等の入場券、社員食堂の食券等、法の適用除外になるものがある。

登録(法第5条)、 届出(法第7条)

自家型発行者: 自社の店舗においてのみ使用することができる前払式支払手段の発行者。

- 発行する前払式支払手段の未使用残高が基準日(3月末又は9月末)において、最初に基準額(1千万円)を超えたときは、基準日の翌日から2月以内に財務局長へ前払式支払手段の発行届出書を提出する必要。

第三者型発行者: 自社以外の第三者の店舗(加盟店、フランチャイズ店等)においても使用可能な前払式支払手段の発行者。

- 事前に財務局長の登録を受ける必要。

主な義務

情報の提供義務(法第13条、府令第22条)

- 前払式支払手段への表示又は発行者のHPで閲覧に供する方法等により「氏名、商号又は名称」「前払式支払手段の支払可能金額等」「期間又は期限があるときは当該期間又は期限」「苦情又は相談窓口の所在地及び連絡先」「使用することができる施設又は場所の範囲」「利用上の注意」「電磁的方法により記録しているものでは、未使用残高又は未使用残高を知ることができる方法」「約款・説明書等が存する場合には当該約款の存する旨」を利用者に対して情報提供する義務。

利用者保護措置に関する情報提供(法第13条、府令第23条の2)

- 資金の保全に関する事項、無権限取引が行われたことにより発生した損失の補償方針等について、書面交付や発行者のHPへの記載等の適切な方法により、利用者へ情報提供する義務

発行保証金の供託等(法第14条)

- 基準日(3月末又は9月末)において、発行した前払式発行手段の未使用残高が基準額(1千万円)を超えたときは、その未使用残高の1/2以上の額に相当する額の発行保証金を供託する必要がある。

(出所)九州財務局「前払式支払手段の諸手続に係る概要」(令和2年2月14日作成、令和3年9月17日更新)、一般社団法人日本資金決済業協会「前払式支払手段発行業の概要」より作成

1.8 関連法令等(資金決済法:前払式支払手段)

払戻し

発行業務廃止等した場合の払戻の義務付け(法第20条)

以下の場合、発行者は前払式支払手段の保有者に未使用残高を払い戻さなければならない。

- 発行の業務の全部又は一部を廃止した場合
- 第三者型発行者が登録を取り消された場合

払戻しの原則禁止(法第20条、府令第42条)

- 払戻しが義務づけられている場合を除いて、前払式支払手段の保有者への払戻しは原則として禁止されている。
- ただし、以下の場合には、利用者保護の観点から、例外的に各発行者の判断(④は財務局長の承認が必要)により払戻しを行うことが認められている。
 - ① 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準日の直前の基準期間の発行額の20%を超えない場合
 - ② 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の5%を超えない場合
 - ③ 前払式支払手段の保有者のやむを得ない事情により、当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合(例えば、前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合など)
 - ④ 電気通信回線を通じた不正なアクセスにより前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者が当該前払式支払手段を利用した場合その他の前払式支払手段の保有者の利益の保護に支障を来すおそれがあると認められる場合(当該前払式支払手段の払戻しを行うことがやむを得ないときとして財務局長の承認が必要)

(出所)九州財務局「前払式支払手段の諸手続に係る概要」(令和2年2月14日作成、令和3年9月17日更新)

第三者型発行者を対象とした「加盟店の管理」について、金融庁事務ガイドライン第三分冊に記載。

- 第三者型発行者については、利用者に物品・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。
- 主な着眼点として以下を記載
 - ①「加盟店契約を締結する際には、当該契約相手先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認しているか」、②「加盟店契約締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか」、③加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務の内容について、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変更があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか」、④「各加盟店に対して、前払式支払手段の使用実績について、一定期間ごとに報告を求めているか。また、加盟店からの使用実績について管理している部署とは別の部署が、当該報告を受けた支払金額の正確性について検証する態勢となっているか」

第三者型発行者の 加盟店管理

1.8 関連法令等(資金決済法:資金移動業)

■ コード決済を資金移動業として実現しているサービスがある。

資金移動業

資金移動業とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むこと(資金決済法第2条2項)。

2020年6月の資金決済法改正(2021年5月1日施行)により、以下の3つの種別が設けられ、それぞれの種別に対してリスクに応じた過不足ない規制が適用されることとなった。

- 送金額の制限のない第一種資金移動業
- 100万円相当額以下の送金のみを取り扱う第二種資金移動業
- 5万円相当額以下の送金のみを扱う第三種資金移動業

認可、登録

登録制:第二種資金移動業、第三種資金移動業

- 資金移動業を行うには、事前に内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。(法第37条)

認可制:第一種資金移動業

- 内閣総理大臣の登録を受けることに加え、業務実施計画を定めた上で内閣総理大臣の認可を受けなければならない。(法第40条の2)

認可・登録された資金移動業者は金融庁のWebサイト(<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)で確認できる。

主な義務

利用者資金の滞留

- 第一種資金移動業:具体的な送金指図を伴わない資金は受入不可。送金事務処理に必要な期間を超えて資金を滞留しない。(法第51条の2、府令32条の2)
- 第二種資金移動業:利用者からの受入額が100万円を超える場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制を整備(法第51条、府令第30条の2)
- 第三種資金移動業:5万円を超えた資金は受入不可。(法第51条の3)

利用者資金の保全方法

- 第一種、第二種資金移動業:供託、保全契約、信託で全額保全(法第43条、第44条、第45条)
- 第三種資金移動業:供託、保全契約、信託に代えて預金管理も可(法第45条の2)

利用者の保護等に関する措置

- 銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供等(法第51条)

1.8 関連法令等(資金決済法、犯罪収益移転防止法:資金移動業)

主な義務(続き)

情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置を講じる必要がある。

その他利用者保護を図るための措置等

- 犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合に、取引の停止等を行う措置。

犯罪収益移転防止法 に基づく取引時確認

犯罪収益移転防止法に基づき、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の目的から、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結)を行うに際して、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要がある。取引時確認では、本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居及び生年月日)の確認に加えて、取引を行う目的、当該顧客等が自然人である場合には職業を確認しなければならない。

(出所) 金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」(2020年3月)、厚生労働省「資金移動業者の口座への貸金支払についての課題の整理⑥」第174回労働政策審議会労働条件分科会資料No.1 (2022年5月27日)、岡田大、荒井伴介「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の概要」商事法務No.2246(2020年11月15日)等より作成

1.8 関連法令等(割賦販売法:包括信用購入あつせん)

- 後払い決済の提供形態によっては包括信用購入あつせんに関する規制が適用されることもある。
包括信用購入あつせんには割賦販売法による以下の規制が適用される。
- 令和2年(令和3年4月1日)の割賦販売法改正により、「認定包括信用購入あつせん業者」、「登録少額包括信用購入あつせん業者」を創設。

法規制の全体像(包括信用購入あつせん)

● 行政規制 ・ 取引条件の表示義務、広告規制 (第30条) ・ 支払可能見込額調査、算定及びこれを超える与信禁止 (第30条の2、認定: 第30条の5の5、少額: 第35条の2の4 ほか) ・ 情報提供義務 (第30条の2の3) ・ 個人情報の取扱い、業務委託の適確な遂行、苦情の適切・迅速な処理等 (第30条の5の2) ・ 定期報告 (認定: 30条の5の4、少額: 35条の2の7) ・ 登録制 (第31条、少額: 第35条の2の3 ほか) - 登録に当たっては一定の財務・業務運営の体制整備が必要 ・ 変更の認定/登録/届出、営業廃止の届出義務 (第33条の3、認定: 30条の5の4、少額: 35条の2の13 ほか) ・ 基礎特定信用情報の提供 (第35条の3の56 ほか) ・ クレジットカード番号等の適切管理 (クレジットカード番号等取扱業者: 第35条の16) ・ クレジットカード番号等取扱契約 (クレジットカード番号等取扱契約締結事業者: 第35条の17の2～) - 二月払購入あつせん(マンスリークリア)も対象	● 民事ルール ・ 契約の解除等の制限 (第30条の2の4、認定: 第30条の5の7、少額: 第35条の2の6) ・ 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (第30条の3) ・ 抗弁権の接続 (第30条の4、第30条の5) ● 行政権限等 ・ 改善命令 (第30条の5の3・第34条 認定: 第30条の6 少額: 第35条の2の8・第35条の3 クレジットカード番号等取扱業者(加盟店を除く): 第35条の17 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者: 35条の17の10) ・ 認定取消し (認定: 30条の5の4) ・ 業務停止命令、登録取消し (第34条の2、少額: 35条の2の14) ・ 報告徴収、立入検査 (第40、41条) ・ 刑事罰 (第49条ほか) ● その他 ・ 指定信用情報機関 (第35条の3の36～59) ・ 認定割賦販売協会 (第35条の18～24)
---	---

16

(出所) 経済産業省「割賦販売法(後払信用)の概要」(2021年6月)

1.8 関連法令等(割賦販売法:認定包括信用購入あつせん業者)

■ 割賦販売法

- 割賦販売法により、認定包括信用購入あつせん業者が創設され、令和3年8月27日に株式会社メルペイが認定されている。
- 認定を取得することにより「包括支払可能見込額の調査」に代えて、各社の与信審査手法により「利用者支払可能見込額の調査・算定」を行うことが可能となる。延滞率を適切に管理することが義務づけられている。

1.「認定包括信用購入あつせん業者」の創設

- カード会社による利用者の支払実績等の膨大なデータに基づく、各社の創意工夫による与信審査に対応するため、包括支払可能見込額調査の特例として**認定制度**を創設。
- 認定取得により、当該調査によることなく、各カード会社の与信審査手法による与信が可能に。他方、**事前・事後チェック**により、過剰与信防止を図る。
- 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・提供義務は、当該調査と同様に維持。

【認定制度における監督の枠組み】

事前チェック

以下の事項を審査・認定

- (1) 技術・データを用いた与信審査手法
(与信審査手法、延滞率)
- (2) 適正運用のための内部管理体制の整備

事後チェック

- (1) 定期報告(事業年度ごと)
延滞率の適正管理ができていることをチェック
- (2) 改善命令・認定取消し等
上限延滞率を超過した場合等



各事業者の実態に鑑み、認定を取得するか、包括支払可能見込額調査によるか判断

【現行の包括支払可能見込額調査】

- $\text{利用限度額} \leq \text{包括支払可能見込額} \times 90/100$
- $\text{包括支払可能見込額} = \text{年収} (+ \text{預貯金}) - \text{クレジット債務} - \text{生活維持費}$

2

(出所) 経済産業省「割賦販売法の一部を改正する法律について(令和2年法律第64号)2021年3月

1.8 関連法令等（割賦販売法：登録少額包括信用購入あつせん業者）

■ 割賦販売法

- 割賦販売法により、登録少額包括信用購入あつせん業者が創設され、令和3年7月20日に株式会社ファミマデジタルワン、令和3年8月13日にナッジ株式会社が登録されている。
- 極度額10万円を上限とした包括信用購入あつせん業を営む事業者に対する新たな登録制度。参入要件の見直し、契約解除等の催告期間の短縮が行われている。
- 一定の基準を満たすことにより 各社による与信審査手法によることが可能。

2.「登録少額包括信用購入あつせん業者」の創設

- 従来の割賦販売法は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入を想定したクレジットカード取引を想定。
- 近年、クレジットカードが日常の買い物等にも利用される機会が増加し、少額かつ多頻度の後払決済サービスが拡大、ECモール系企業等の異業種企業が後払いサービスに参入。

極度額10万円を上限とした包括信用購入あつせん業を営む事業者に
新たな登録制度を創設（登録少額包括信用購入あつせん業者）

【少額の事業者に適用される規定】

（1）参入要件の見直し（割賦販売法35条の2の11）

- 資本金要件を課さない。（既存の事業者は、2,000万円）
- 純資産要件の緩和（親子会社や事業拡大を前提とした要件）

（2）契約解除等の催告期間（割賦販売法35条の2の6）

- 契約解除等の催告期間を**7日**に短縮（既存の事業者の催告期間は20日）

（3）与信審査（割賦販売法35条の2の4等）

- **各社の与信審査手法**による与信審査（包括支払可能見込額調査によることは想定されない。）

【既存の事業者と同様の規定】

- 消費者保護規制（情報提供、個人情報の取扱い、苦情処理、抗弁の接統等）
- セキュリティ規制（クレジットカード番号等の適切な管理等）
- 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・提供義務

（出所）経済産業省「割賦販売法の一部を改正する法律について（令和2年法律第64号）2021年3月

1.8 関連法令等(割賦販売法:クレジットカード番号等取扱業者)

■ 割賦販売法

- 令和2年改正により、クレジットカード番号等の適切管理の義務主体が拡充された。
- クレジットカード番号等取扱業者(第35条の16)
 - 昨今の決済方法の多様化において、QRコードによる後払決済サービスを提供する事業者等の新たな主体が登場したことから、カード番号を大量に保有する事業者を適切管理義務の主体に追加している。
 - クレジットカード番号等取扱業者の一類型として5号「利用者向け決済サービス」が追加された。
QRコード決済事業者、スマートフォン決済事業者、ID決済事業者等、名称の如何にかかわらず、クレジットカード情報と紐づけた他の決済用番号で決済を行う事業者が対象事業者となる。

クレジットカード番号等取扱事業者(※)	対象事業者	セキュリティ対策	違反に対する措置等
1号 …… イシューアー 「クレジットカード等購入あっせん業者」(二月払含む)	・クレジットカード会社等	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査等
2号 …… 加盟店 (旧法3号) 「クレジットカード等購入あっせん関係販売業者」 「クレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者」	令和2年改正で追加	非保持 または、PCI DSS準拠	改善命令・罰金なし 報告徴収・立入検査
3号 …… アクワイアラー (旧法2号) 「立替払取扱業者」		PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査等
4号 …… 決済代行業者 「立替払取扱業者(3号)のために、加盟店に対して、立替金の交付を行う事業者」		PCI DSS準拠 同等以上 ※対面は、非保持可	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査
5号 …… 利用者向け決済サービス 「利用者から提供を受けたクレジットカード番号等を用いて、次回以降、当該クレジットカード番号等を入力することなく、商品購入等を行うことができるサービスを提供する事業者」	・QRコード決済事業者 ・スマートフォン決済事業者 ・ID決済事業者等 その他名称の如何にかかわらず、クレジットカード情報と紐づけた他の決済用番号で決済を行う事業者	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査
6号 …… 利用者向け決済サービス委託先 「第5号の事業者が提供する決済サービスについてクレジットカード番号等の管理を受託する事業者」	・第5号事業者からクレジットカード情報の管理を受託している事業者	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査
7号 …… 加盟店向け決済システム提供事業者 「後払い決済において、立替払取扱業者にクレジットカード番号等を提供する事業者」(2号に対し提供)	・決済代行業者(ネット取引、リアル取引双方) ・ECシステム提供会社 ASP/SaaSとしてEC事業者にサービス提供する事業者、EC事業者に購入プラットフォームを提供する事業者	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査

(出所) 経済産業省「クレジットカードシステムのセキュリティ対策の更なる強化に向けた方向性(クレジット・セキュリティ対策ビジョン2025)」(2022年6月2日)

- クレジットカード番号等取扱業者は、取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(第35条の16)。

1.9 業界団体の取組

■ 日本後払い決済サービス協会

- 後払い決済サービスを提供する事業者により、2021年5月11日に日本後払い決済サービス協会が設立。
- 2022年3月に「加盟店審査に係る自主ルール」を策定。

加盟店審査に係る自主ルール(概要)

■ 主な目的

協会正会員である後払い決済サービス事業者による適切な加盟店審査の実施等により、後払い決済サービス取引の公正の確保、購入者の利益の保護。
※後払い決済サービス：割賦販売法第2条第3項第1号に規定する「カード等」を利用することなく行われる後払い決済サービス(2月以内の与信に限る)

■ 加盟店契約時の調査

- 契約の締結に先立って、「加盟申込店に関する基本的な事項」「加盟申込店が取扱う商品若しくは権利又は役務に関する事項」を調査。
- 調査等により、加盟申込店について、正会員の加盟店審査基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、加盟店契約を締結しない。

■ 加盟店締結後の調査

- 定期的調査
 - － 加盟店が行う商品若しくは権利の販売又は役務の提供の内、後払い決済サービスが利用された取引の健全性(加盟店に対する行政処分又は適格消費者団体による差止請求等の有無の調査)。
 - － 加盟店における後払い決済サービスの不正利用の発生状況(他の加盟店との比較の観点から不正利用被害の発生の確認)。
- 随時調査
 - － 加盟店契約時の調査事項に変更があったときには、その変更事項及び変更内容。
 - － 購入者からの苦情の受付等により加盟店について購入者の利益の保護に欠ける行為がなされた又はなされたおそれがあると認められるときには、当該行為の有無及びその内容、当該行為等を防止するために必要な体制の整備状況、購入者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況。
 - － 不正利用の発生状況の調査等から不正利用の発生状況が他の加盟店に比して異常値を記録していると認められるときには、不正利用の内容又は傾向、不正利用の発生を減少させる措置を講ずるために必要となる情報に関する事項。
- 改善要請
 - － 調査等に基づき加盟店に対し、適切な期間を定めて改善を要請。
 - － 要請した期限までに改善されないとき、改善要請しても改善が見込まれないことが明らかときには加盟店契約の解除等の措置を実施し、正会員間で当該契約解除に関する情報を共有。

■ 苦情の調査

- 苦情が加盟店に起因する場合には必要に応じて随時調査。苦情が後払い決済サービスに起因する場合には、業務の改善その他の所要の措置を講じる。

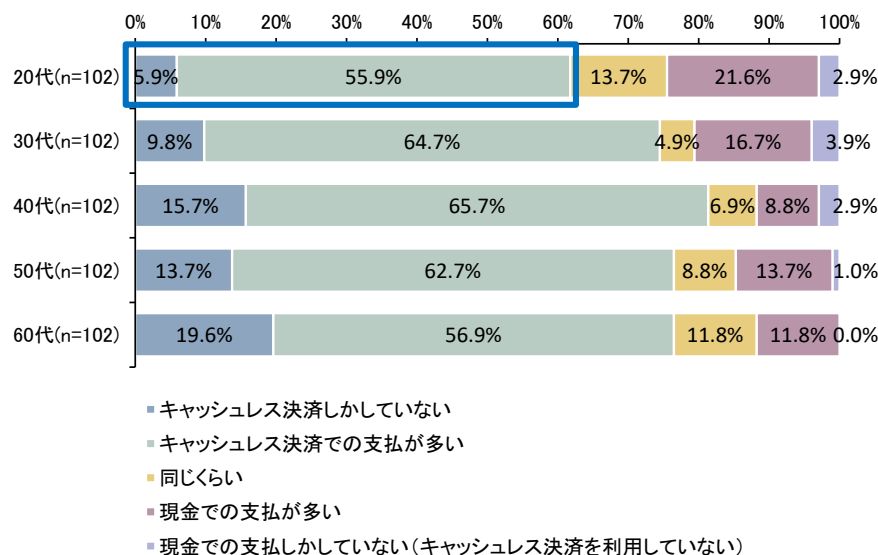
2. キャッシュレス決済の利用状況等

(キャッシュレス決済の利用状況に関するアンケート調査)

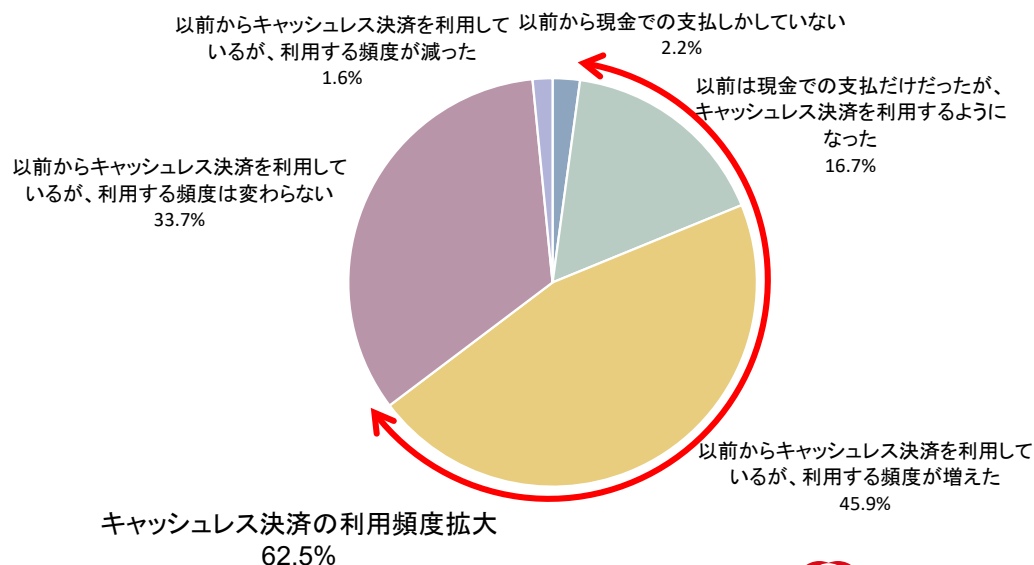
2.1 キャッシュレス決済の利用状況(当社アンケート調査より)

- 当社にて、20代から60代の男女に対してアンケートを実施。
ここからのアンケート結果は全て、この1年間にオンラインショッピング又はオンライン個人間売買(オークション、フリマ等)での購入をしたことがあると回答した510人の回答を基に作成している。
- オンラインを含む買い物などでの支払いをするときに、キャッシュレス決済を利用していないのは2.2%。キャッシュレス決済での支払の方が現金での支払いより多いのは3/4程度。
20代のキャッシュレス決済の支払状況は他の世代よりやや少ない。
- 新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年と比較すると、62.5%でキャッシュレス決済の利用頻度が拡大。

買い物での支払時のキャッシュレス決済での支払状況(年代別)



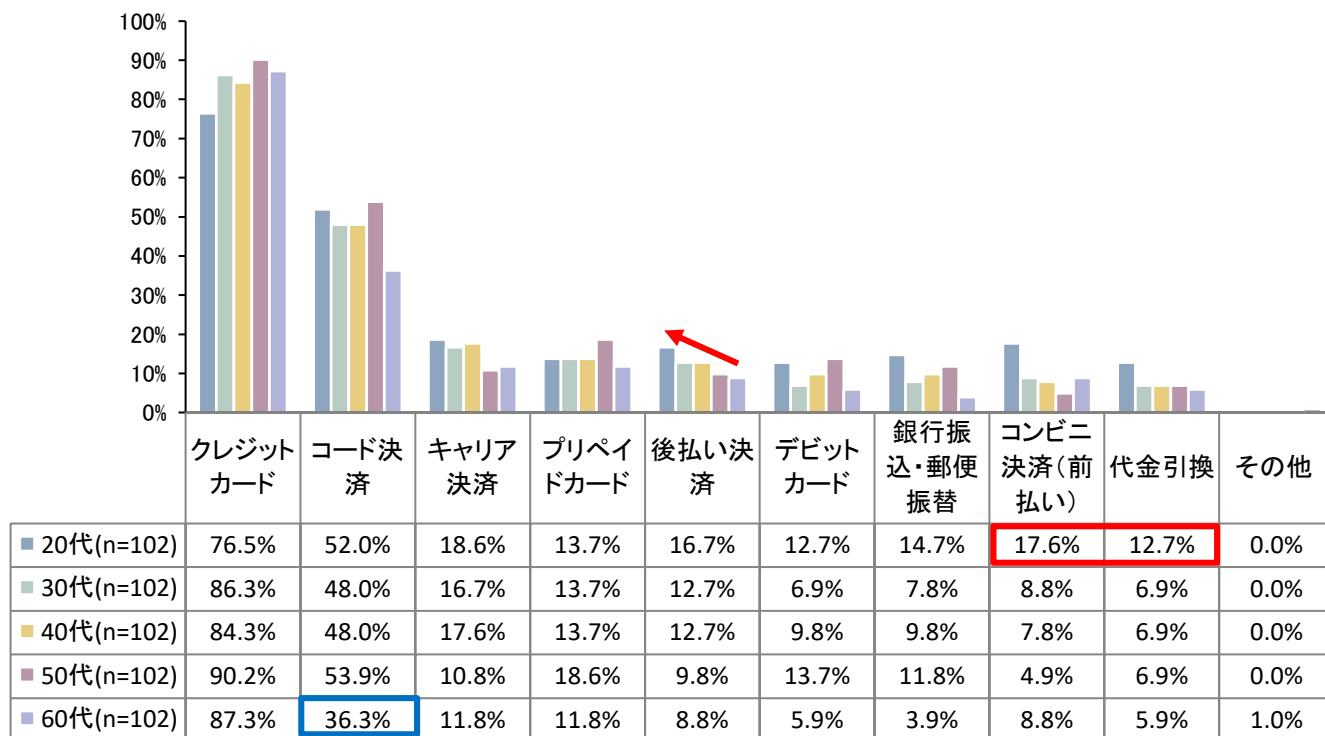
新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年と比較した
キャッシュレス決済を利用する頻度(n=510)



2.2 オンラインショッピングでの支払方法（当社アンケート調査より）

- この1年間にオンラインショッピングで利用したことがある支払方法では「クレジットカード」（84.9%）、「コード決済」（47.6%）が多く挙げられた。「後払い決済」は12.2%、「代金引換」は7.8%が利用経験を有している。
- 60代の「コード決済」の利用経験率が低い。若い年代ほど「後払い決済」の利用経験率が高い傾向。20代では他の年代より「コンビニ決済（前払い）」「代金引換」の利用経験率が高くなっている。

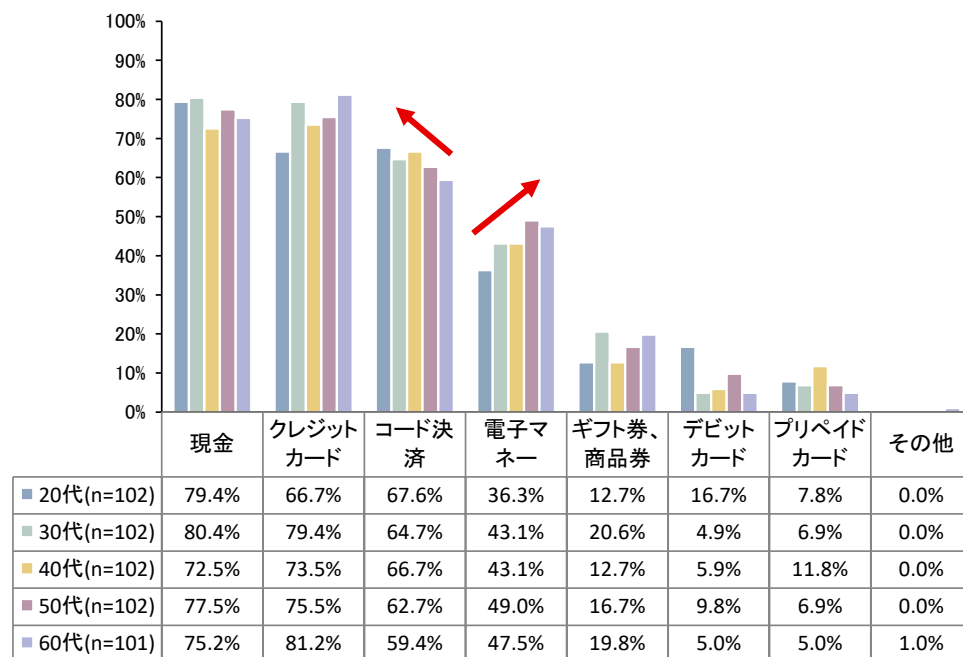
この1年間のオンラインショッピングで利用したことがある支払方法（複数回答）



2.3 店舗等での支払方法(当社アンケート調査より)

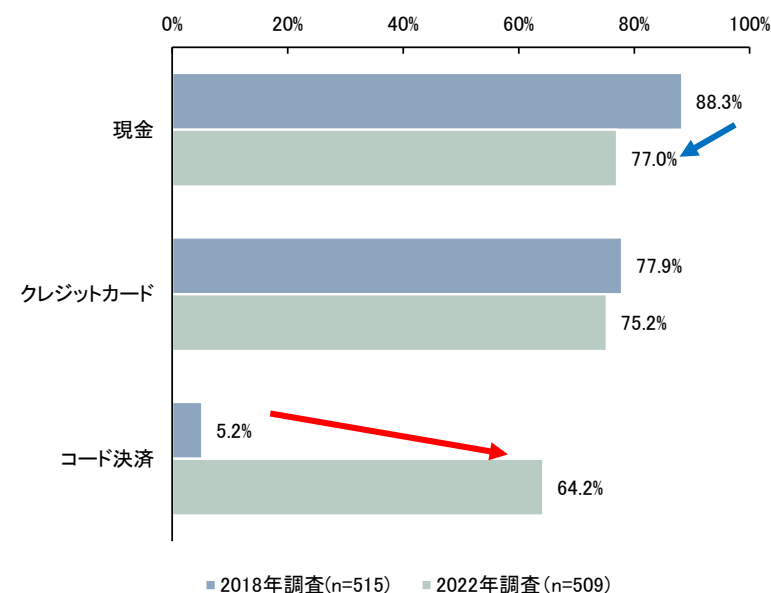
- この1年間に店舗等での購入時に利用したことがある支払方法では「現金」(77.0%)、「クレジットカード」(75.2%)、「コード決済」(64.2%)、「電子マネー」(43.8%)が多く挙げられた。
- 「コード決済」は若い年代ほど利用が多い傾向。一方、「電子マネー」は上の年代ほど利用が多い傾向。
- 2018年に当社が実施した調査と比較すると、「現金」が88.3%から77.0%に減少、「コード決済」※が5.2%から64.2%に増加。※2018年調査での選択肢は「QRコード決済」

この1年間の店舗等での購入時利用したことがある支払方法(複数回答)



(注) 集計対象はこの1年間に店舗での支払いをしている者
電子マネーには交通系電子マネー、交通系以外の電子マネーを含む

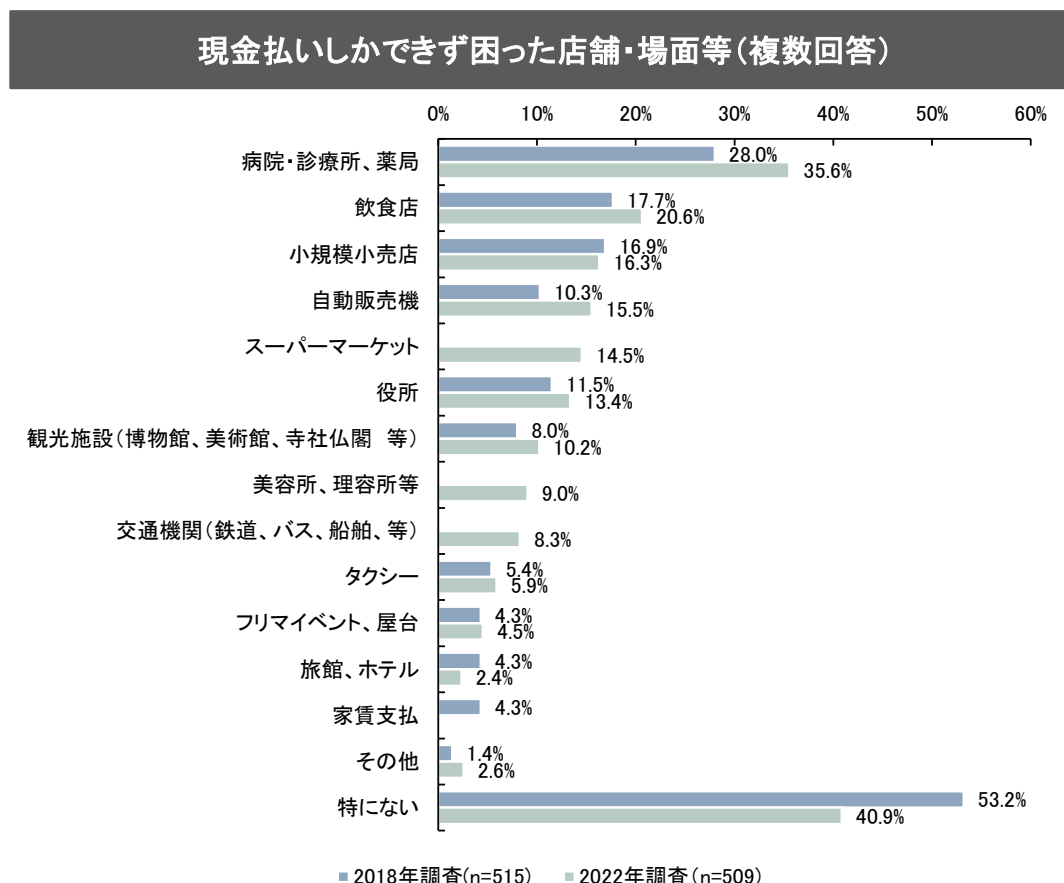
この1年間の店舗等での購入時利用したことがある支払方法(複数回答) 抜粋



(注) 集計対象はこの1年間に店舗での支払いをしている者
「コード決済」の2018年調査での選択肢は「QRコード決済」

2.4 現金払いしかできずに困った店舗、場面等(当社アンケート調査より)

- 現金払いしかできずに困った店舗、場面等があったとする回答者は59.1%であり、2018年に当社が実施した調査での46.8%から増加している。
- 具体的には「病院・診療所、薬局」「飲食店」「小規模小売店」「自動販売機」「スーパーマーケット」「役所」等が挙げられた。

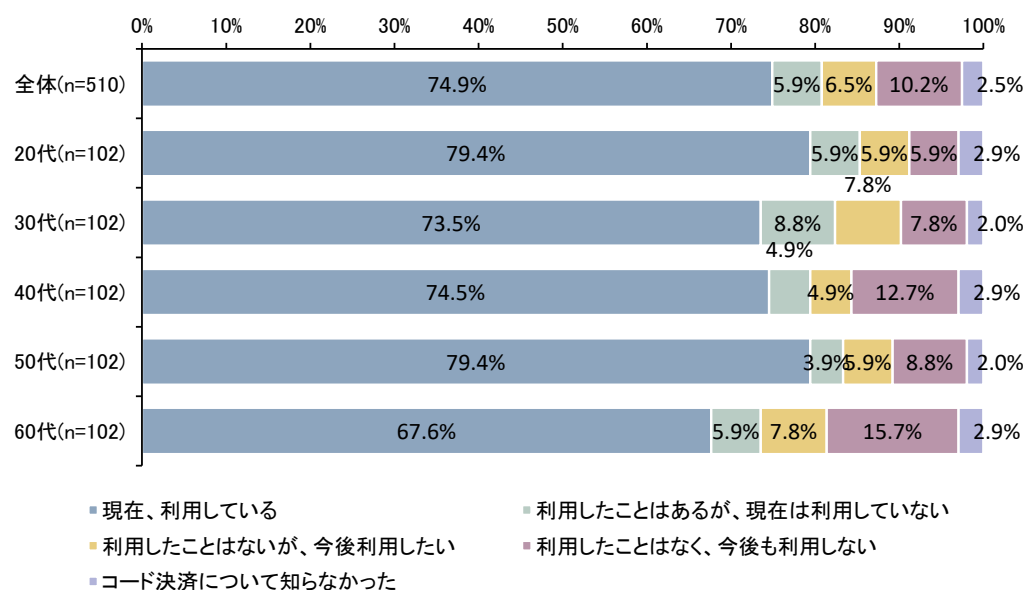


(注) 集計対象はこの1年間に店舗等での支払いをしている者
「病院・診療所、薬局」の2018年調査でに選択肢は「病院・診療所」
「スーパーマーケット」「美容所、理容所等」「交通機関(鉄道、バス、船舶、等)」は2018年調査の選択肢に含まれていない。
「家賃支払」の選択肢は2022年調査の選択肢には含まれていない。

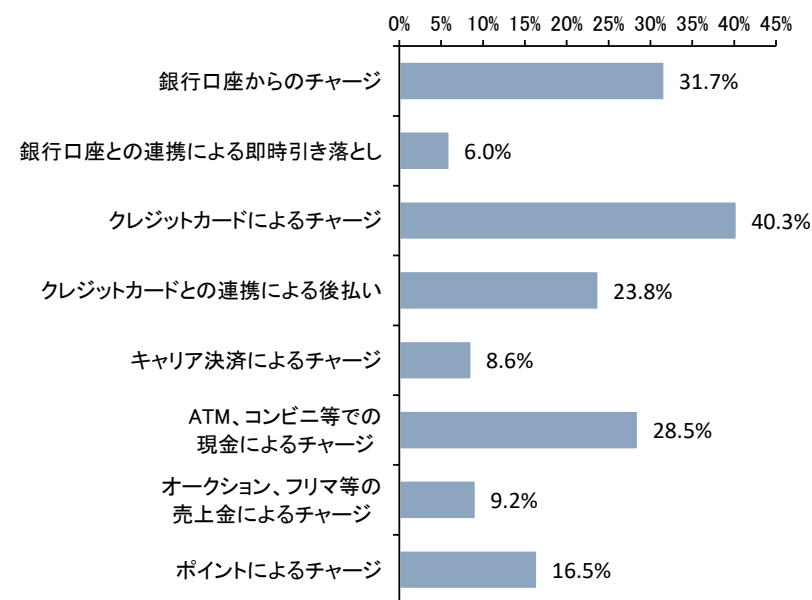
2.5 コード決済の利用状況(当社アンケート調査より)

- コード決済を「現在、利用している」のは74.9%、「利用したことはあるが、現在は利用していない」のは5.9%。これらをあわせた80.8%がコード決済の利用経験を有する。
コード決済を利用したことがなく、利用意向もないのは10.2%。「コード決済について知らなかった」のは2.5%。
- 60代の利用経験者は73.5%であり、他の世代よりやや少ない。
- コード決済のチャージ等は「クレジットカードによるチャージ」(40.3%)、「銀行口座からのチャージ」(31.7%)が多い。

コード決済の利用状況(年代別)



チャージ等の方法(複数回答)(n=382)

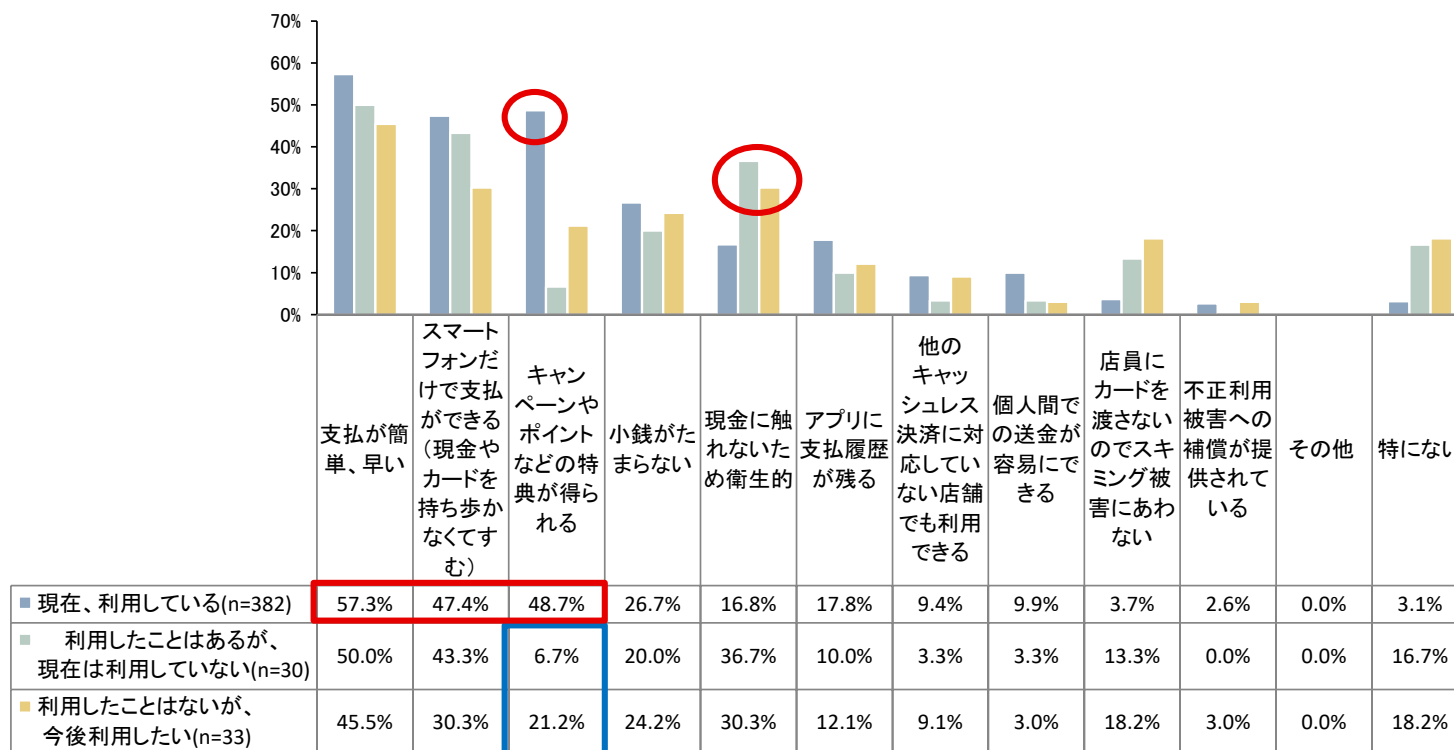


(注) 集計対象はコード決済を現在利用している者

2.6 コード決済の利点(当社アンケート調査より)

- 現在の利用者の半数程度がコード決済の利点として「支払いが簡単、早い」(57.3%)、「キャンペーンやポイントなどの特典が得られる」(48.7%)、「スマートフォンだけで支払ができる」(47.4%)を挙げている。
- 「利用したことがあるが、現在は利用していない」者、「利用したことはないが、今後利用したい」者では、「キャンペーンなどの特典」を利点として挙げる者が少ない一方、「現金に触れないため衛生的」を利点として挙げる者が多い。

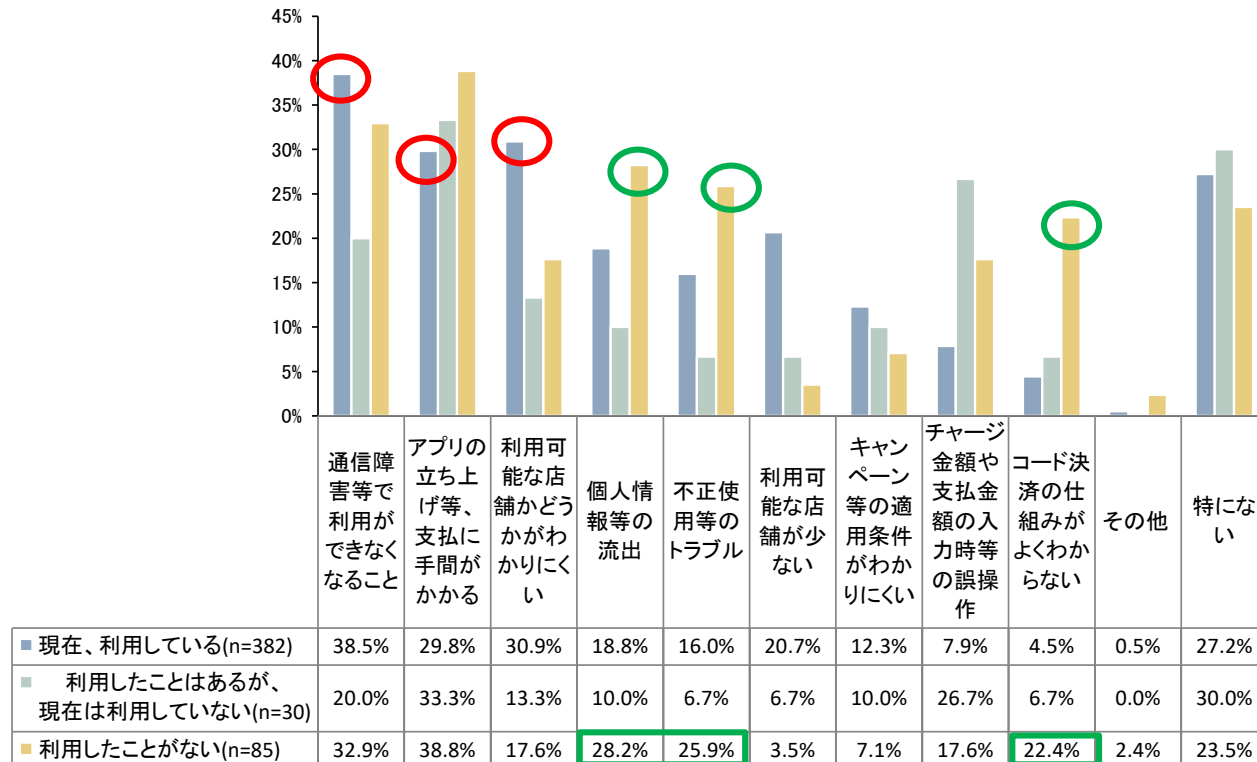
コード決済の利点(3つまで)



2.7 コード決済利用時の不便・不安な点、利用していない理由 (当社アンケート調査より)

- コード決済時の不便・不安な点として、現在の利用者は「通信障害等で利用ができなくなること」(38.5%)、「利用可能な店舗かどうか分かりにくい」(30.9%)、「アプリの立ち上げ等、支払いに手間がかかる」(29.8%)を多く挙げている。
- 利用したことがない者では、その他、「個人情報等の流出」(28.2%)、「不正使用等のトラブル」(25.9%)、「コード決済の仕組みがよくわからない」(22.4%)を、利用していない理由として挙げている。

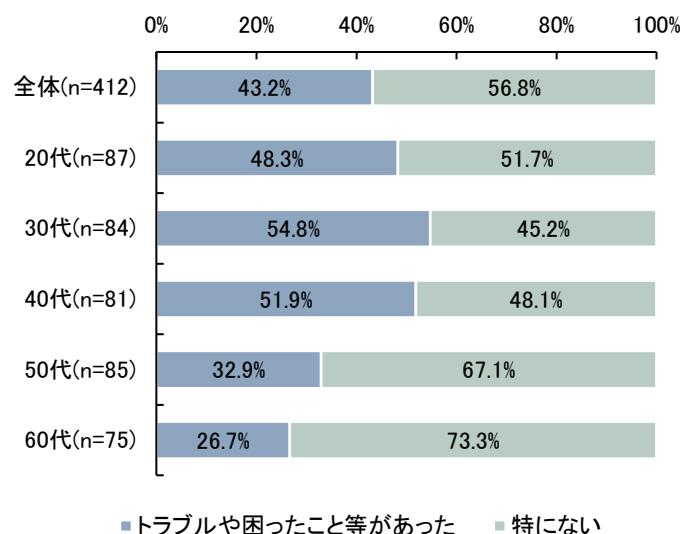
コード決済利用時の不便・不安な点、利用していない理由(複数回答)



2.8 コード決済利用時のトラブルや困ったこと(当社アンケート調査より)

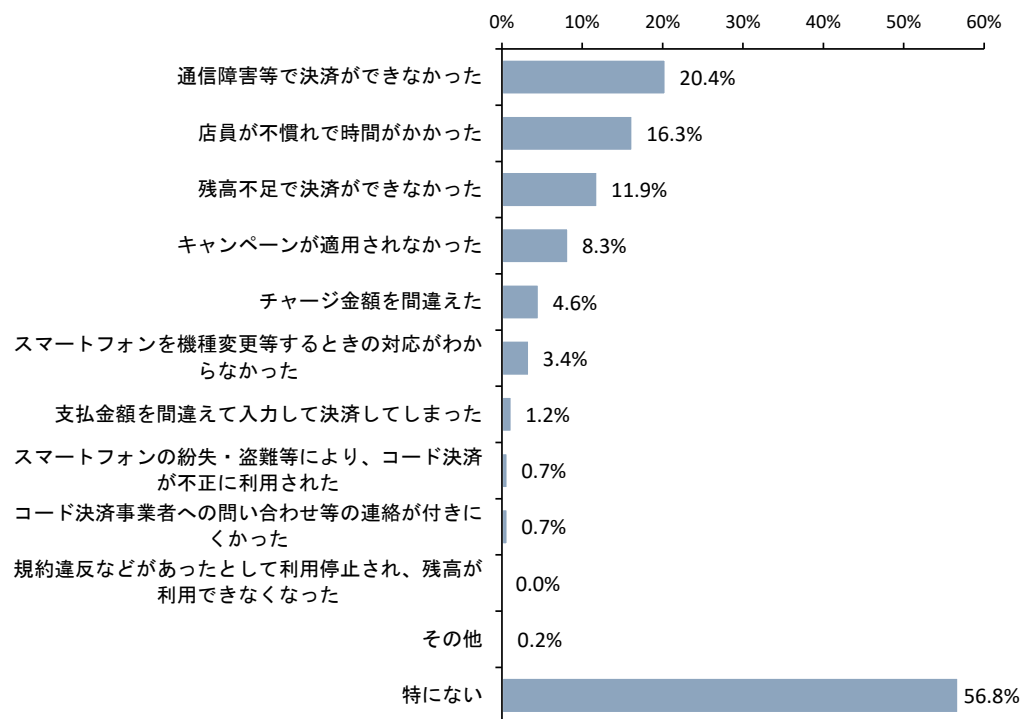
- コード決済を利用しているときにトラブルにあったり困ったりしたことがあるのは43.2%。
年代別には30代~40代で半数を超えている。
- 具体的には、「通信障害等で決済ができなかった」「店員が不慣れで時間がかかった」「残高不足で決済ができなかった」等が多くなっている。

コード決済利用時のトラブルや困ったことの有無
(年代別)



(注) 集計対象はコード決済を利用したことがある者

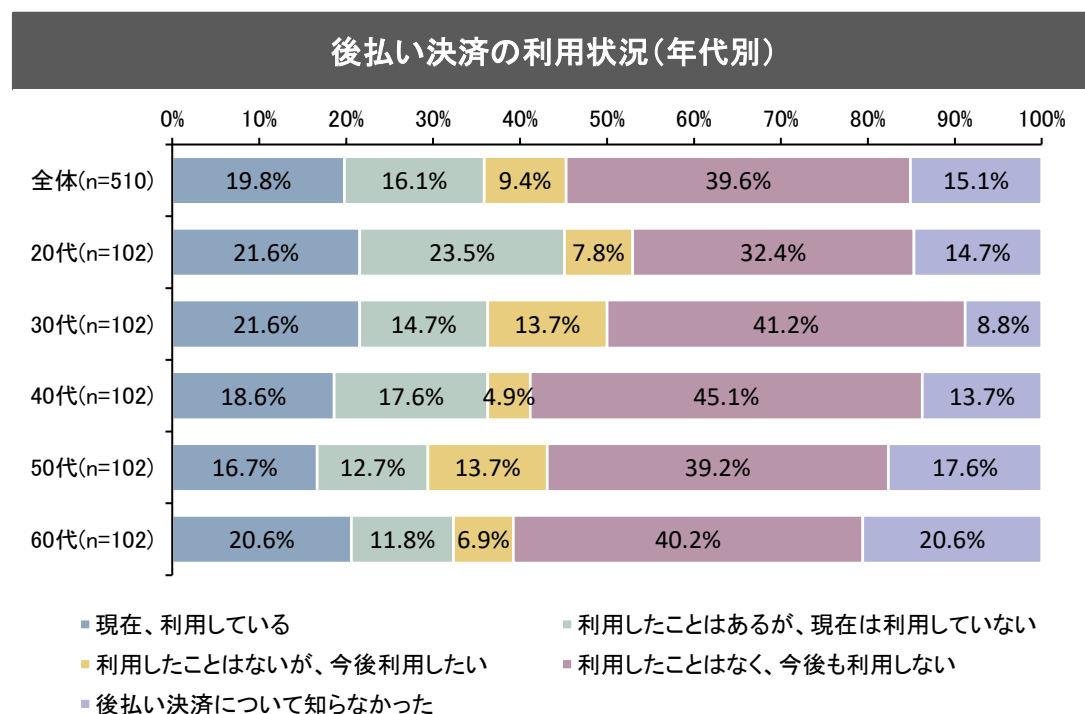
コード決済利用時のトラブルや困ったこと(複数回答)(n=412)



(注) 集計対象はコード決済を利用したことがある者

2.9 後払い決済の利用状況(当社アンケート調査より)

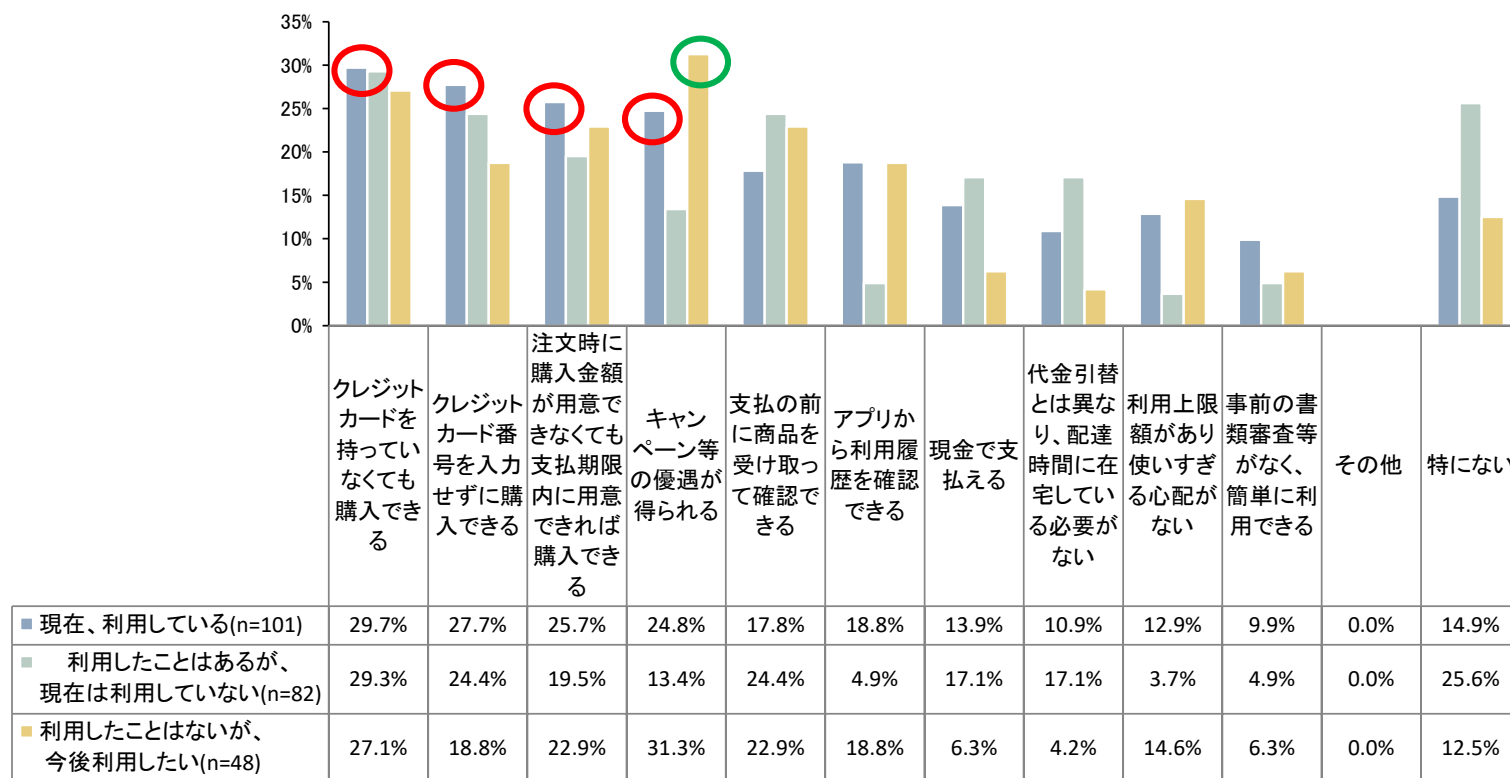
- 後払い決済を「現在、利用している」のは19.8%、「利用したことはあるが、現在は利用していない」のは16.1%。これらをあわせた35.9%が後払い決済の利用経験を有する。
後払い決済を利用したことがなく、利用意向もないのは39.6%。「後払い決済について知らなかった」のは15.1%。
- 若い年代の方がやや利用者の比率が高い傾向がある。後払い決済の認知度は30代が最も高くなっている。



2.10 後払い決済の利点(当社アンケート調査より)

- 現在の利用者は後払い決済の利点として「クレジットカードを持っていなくても購入できる」「クレジットカード番号を入力せずに購入できる」「注文時に購入金額を用意できなくても支払い期限内に用意できれば購入できる」「キャンペーン等の優遇が得られる」を多く挙げている。
- 利用意向者では「キャンペーン等の優遇が得られる」を挙げる者が31.3%と多くなっている。

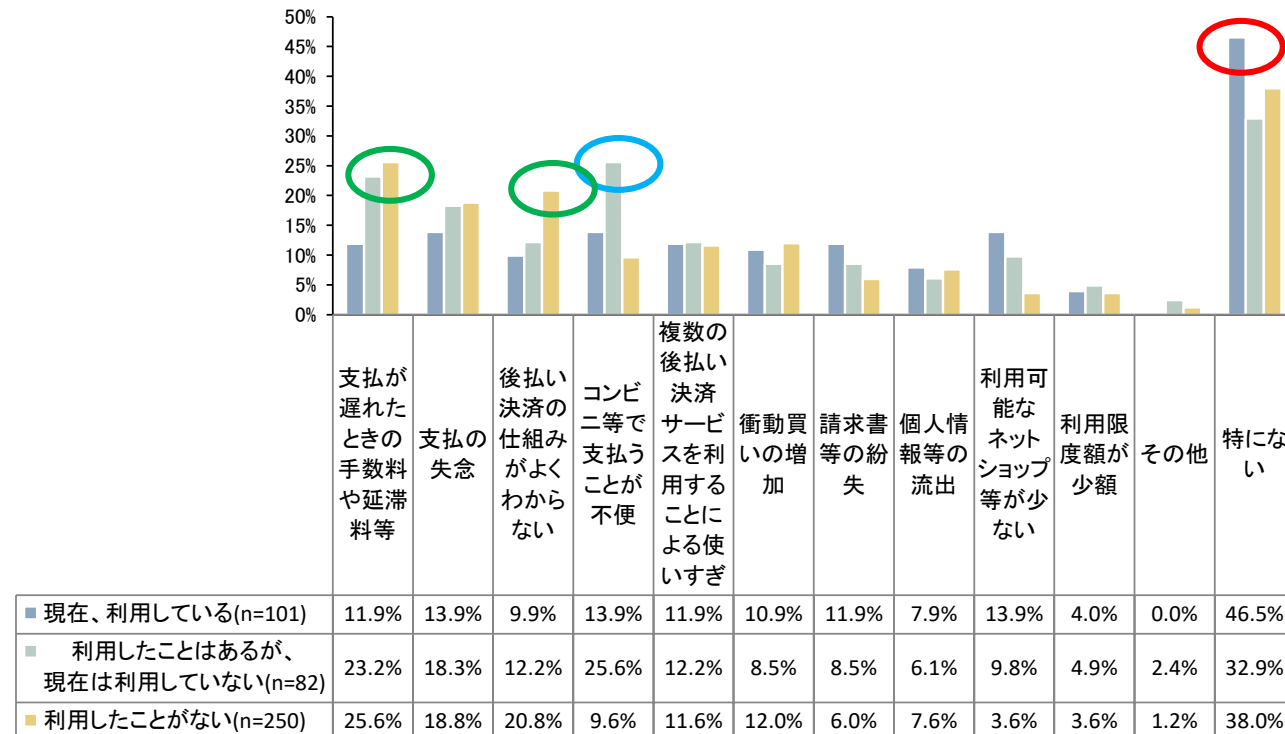
後払い決済の利点(3つまで)



2.11 後払い決済利用時の不便・不安なこと、利用していない理由 (当社アンケート調査より)

- 「現在利用している」者の約半数(46.5%)は、後払い決済利用時に不便・不安なことが「特にない」。
- 「利用したことがあるが現在は利用していない」者では「コンビニ等で支払うことが不便」が比較的多くなっている。
- 「利用したことがない」者の利用していない理由では「支払いが送れたときの手数料や延滞料等」「後払いの仕組みがよくわからない」が比較的多い。

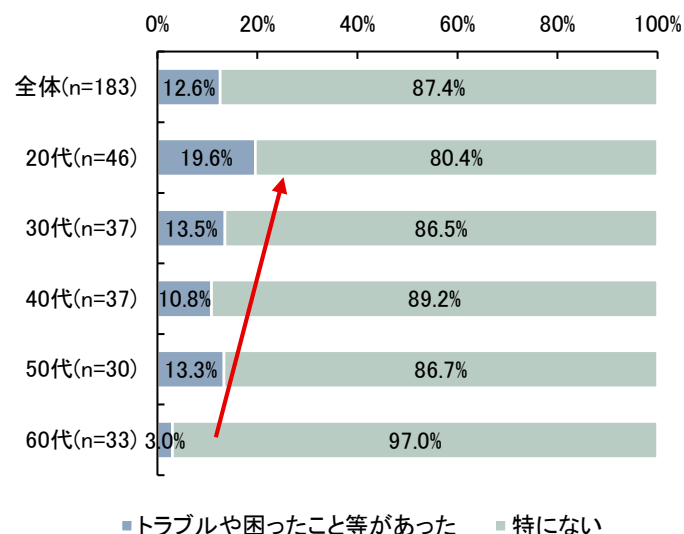
後払い決済利用時の不便・不安なこと、利用していない理由(複数回答)



2.12 後払い決済利用時のトラブルや困ったこと(当社アンケート調査より)

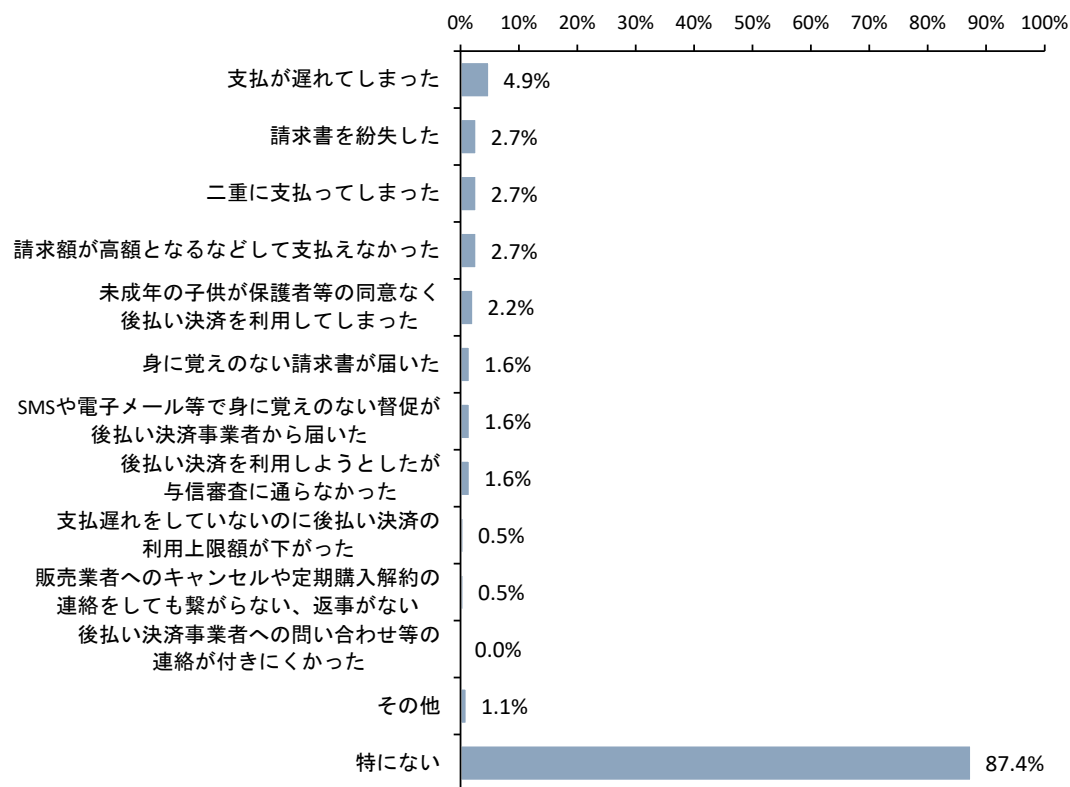
- 後払い決済を利用しているときに、トラブルにあったり困ったりしたことがあるのは12.6%。
若い年代ほど、多い傾向。
- 具体的には「支払が遅れてしまった」「請求書を紛失した」「二重に支払ってしまった」「請求額が高額となるなどして支払えなかった」等が挙げられた。

後払い決済利用時のトラブルや困ったことの有無
(年代別)



(注) 集計対象は後払い決済を利用したことがある者

後払い決済利用時のトラブルや困ったこと(複数回答)(n=183)



(注) 集計対象は後払い決済を利用したことがある者

3. 諸外国における動向について

3.1 諸外国における後払い決済サービス(BNPL)事例

■ Klarna

- 2005年にスウェーデンにて設立されたBNPLサービスなどを提供するフィンテック企業。現在ヨーロッパを中心に45か国に展開し、1.47億人、約40万事業者に利用されている。
- 国により提供するサービスは異なる。
 - － スウェーデン:大きく2種類の支払方法を提供。

支払方法		詳細
Betala senare (後で支払う)	30日後支払い	■ 購入日の30日後に支払う方法。
	月ごとまとめ払い	■ 1か月間の購入金額を月末にまとめて支払う方法。
	x日以内支払い	■ 1か月後から3か月後まで柔軟に支払日を調整できる支払方法。
		● 上記の支払い方法に関しては、利息や手数料は発生しない。
Dela upp (分割)		■ 36回まで分割することができる支払い方法。利息は発生する。

⇒ 支払遅延時には督促が送られ、SEK 60未満購入の場合SEK 29、SEK 60以上購入の場合SEK 60の督促費が追加請求される。さらに遅延した場合には追加の回収費用が発生する可能性がある。

- － イギリス:2種類の支払方法を提供。

支払方法	詳細
Pay in 3 (3回払い)	■ 支払金額を3分割し、60日間で30日おきに支払う方法
Pay in 30 (30日以内払い)	■ 購入日から30日以内に支払う方法

⇒ 6～36回の分割払いのオプションを提供。この場合、年利率(annual percentage rate: APR) 18.99%以下の利息が発生する。

3.1 諸外国における後払い決済サービス(BNPL)事例

■ Affirm

- 2012年に米国で設立されたBNPLサービス提供企業。
現在は米国の他にカナダ、オーストラリアで展開。
- 国により提供するサービスは異なる。
 - － 米国では2種類の後払い決済サービスを提供。

支払方法	詳細
Affirm Pay in 4（4回払い）	■ 金利手数料なく、料金を4回に分けて2週間ごとに支払う方法。
Monthly payments（分割払い）	■ 月払による3回、6回、12回の分割払い。 （金額などによっては最長48回分割まで可能。） ■ 年利率は信用に基づき原則10%～36%となる。 店舗の選択により0%で提供することも可能。

- － Affirmでは金利を除く手数料が一切発生しない。
支払遅延時の延滞手数料等の追加費用も発生しない。ただし、支払の遅延は信用スコアに影響するため、今後Affirmや他社によるローンを受ける際の条件が厳しくなる可能性がある。
- － Affirmは原則50ドル～17,500ドルの購入に対して利用できる。

（出所）Affirmホームページより

3.1 諸外国における後払い決済サービス(BNPL)事例

■ Afterpay

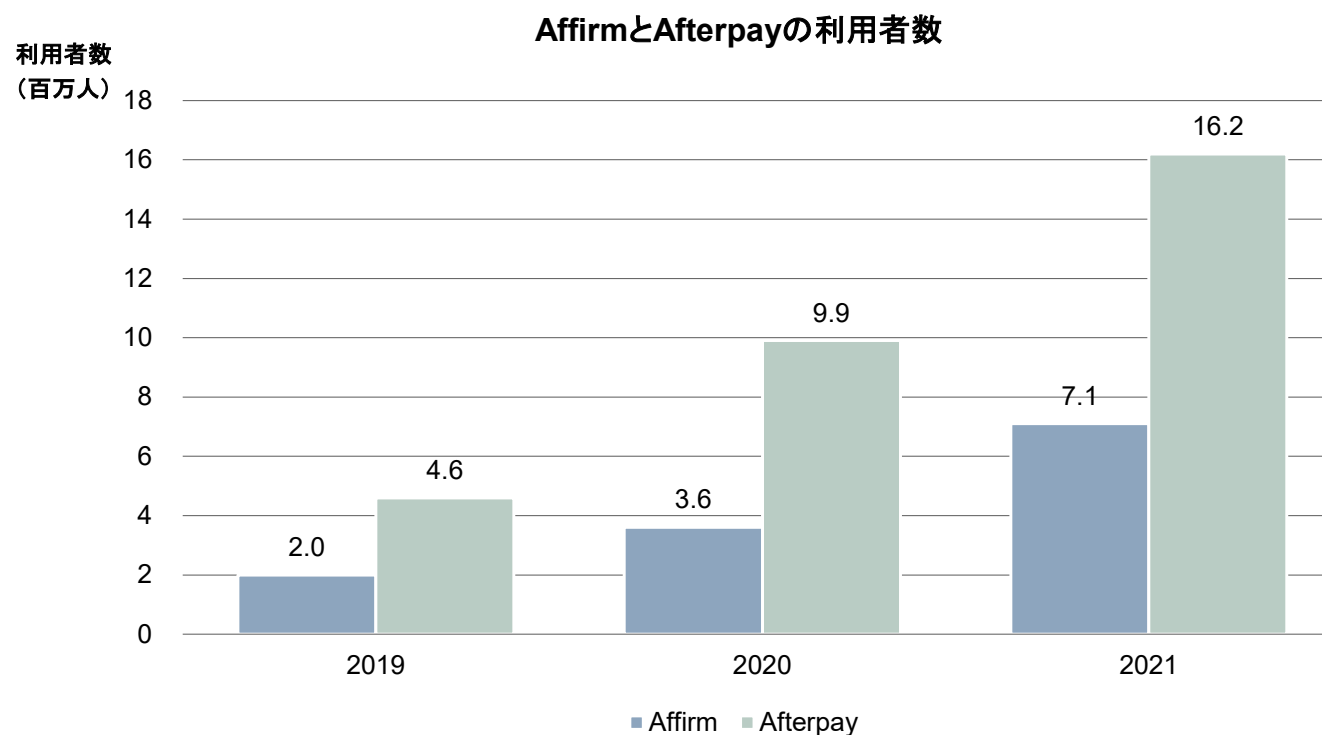
- 2014年にオーストラリアで設立されたBNPLサービス提供企業。
現在はオーストラリアの他にニュージーランド、米国、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スペインで展開。
- 利用者は全世界に1,400万人以上、活用店舗は6.3万店以上ある。
- 国により提供するサービスは異なる。
 - － オーストラリアでは1種類の後払い決済サービスを提供。

支払方法	詳細
Afterpay	■ 6週間の間に、2週間ごとに支払う4回払い。 ■ 無利子。支払いに遅延しない限り手数料も発生しない。 ■ 支払が遅延した場合： ● 延滞手数料が請求される。 － 40ドル未満の購入の場合：手数料10ドル － 40ドル以上の購入の場合：手数料10ドル＋7日ごとに7ドル ※ただし、上限は68ドルまたは購入金額の25%の低い方 ● 支払が遅延している間は、支払を行うまでアカウントを使用できない。 ■ Afterpayの利用上限は当初600ドルである。 利用期間や支払履歴により利用上限が上がる。

(出所) Afterpayホームページより

3.2 後払い決済(BNPL)の利用状況(Affirm, Afterpay)

- 近年BNPLサービスの利用が急速に拡大し、各事業者も大きく成長している。
成長に伴い、海外でもBNPLサービスを展開するようになり、利用者数は大幅に増加している。
- 2021年のAffirmとAfterpayの利用者は2019年時点との比較で3倍以上に拡大。



(注) 1. 両社に関して海外のグループ企業(Affirmの場合PayBright等、Afterpayの場合Clearpay)の利用者数を含む

2. 各年の利用者数とは6月30日時点で過去12か月の間にサービスを1度以上利用したユーザーの数

(出所) 各社のAnnual Reportより

3.2 後払い決済(BNPL)の利用状況

■ イギリスでのBNPLの利用状況

- BNPLのユーザーの25%は18歳～24歳の年齢層であり、50%は25歳～36歳である。75%は女性であり、取引の90%が衣類関連の購入である。
- コロナ禍を通してBNPLの利用は高まった。2020年の4月と11月に実施された新型コロナウイルスによるロックダウン中の期間にはBNPLの利用が上昇。取引額は2020年の1月から12月の間に約4倍になり、2020年12月の調査では消費者の11%がBNPLサービスを利用したことがあると回答している。

(出所) Financial Conduct Authority, “The Woolard Review - A review of change and innovation in the unsecured credit market” 2021年2月2日

■ オーストラリアでのBNPLの利用状況

- BNPLのアクティブアカウント数は590万(2021年7月から9月)。2021年度の決済額は119億ドル。
- 2021年度の平均利用額は151ドルであり、年平均16.6回利用。
- 2021年6月30日時点で、BNPLの加盟店は135,400店。
- BNPLを利用して購入した物品では、衣服・靴(42%)、電子機器(29%)、家電(28%)、家具・家庭用品(24%)、ゲーム・玩具(19%)が多くなっている。

(出所) Australian Finance Industry Association, “The Economic Impact of Buy Now Pay Later in Australia” 2022.6

■ 米国での利用状況

- カリフォルニア州ではBNPLの利用が年々急激に拡大している。2020年には消費者ローン件数の91%がBNPLサービスによるものであった。

(出所) California Department of Financial Protection and Innovation, “2020 Annual Report of Finance Lenders, Brokers, and PACE Administrators Licensed Under the California Financing Law” 2022年1月

3.3 後払い決済(BNPL)に関連する法規制等の状況(イギリス)

■ BNPLの多くは金融行動監視機構(Financial Conduct Authority : FCA)の規制対象外となっている。

- 2001年 2000年金融市場法(規制行為)命令(The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001)第60F条に定められた適用除外規定に基づき、BNPLサービスの多くはFCAの規制対象外。

(出所) Financial Conduct Authority, “The Woolard Review - A review of change and innovation in the unsecured credit market” 2021年2月2日

- ただし、FCAは2000年金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act 2000)に基づき定めたルールの一部改正により、BNPLに対し以下の規制を導入している。
 - － 所定の支払期間内に全額の返済ができなかった場合に、消費者が支払期間内に支払った金額に対しても利息を請求することを禁止
 - － リスクに関する重要な情報を公正かつ目立つ方法で含めずに、無利息・低利息でBNPLが利用できるとの申し出を行うこと等は誤認惹起的(misleading)であるとして禁止。

(出所) Financial Conduct Authority, “FCA publishes final rules on Buy Now Pay Later products” 2019年6月12日

■ 規制対象外となっているBNPLサービスの利用の拡大に伴い、BNPLに関する規制が検討されている。

- イギリスの財務省は2021年10月、事業者に対してBNPLの規制の在り方に関する意見を募集した。これに対する回答を踏まえ、政府は法律の方向性を検討し、2022年末までに原案の作成を目指している。

(出所) HM Treasury, “Regulation of Buy-Now-Pay-Later set to protect millions of people” 2022年6月20日

- 規制の必要性は指摘されつつも、同時に不必要に規制するべきではないことも認識されている。イギリスの経済担当政務官はBNPLの規制強化の検討を始めることを発表した際に、BNPLには消費者にとって多くの利点があることも指摘し、BNPLの規制を行う際には消費者に保護を提供するとともに、これらの利点が損なわれないようバランスを取るべきであると述べている。

(出所) HM Treasury, “Economic Secretary response to Chris Woolard” 2021年2月2日

3.3 後払い決済(BNPL)に関連する法規制等の状況(イギリス)

- 2015年消費者権利法(Consumer Rights Act 2015)、1999年消費者契約における不公正条項規則(Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999)に基づき、規約を調査し、規約の変更がなされた事例がある。
 - 2022年にFCAはBNPL事業者4社に対し、これら事業者の規約が2015年消費者権利法、1999年消費者契約における不公正条項規則の要件を満たしていない可能性があるとして判断し、規約の改正を求めた。
 - 例えば、消費者が商品を返品しても、販売店からBNPL事業者への返品報告、または販売店からBNPL事業者への返金を確認されるまでは、消費者は支払いを継続しなければならないと規約に定められていた。しかし、2013年消費者契約(情報、キャンセル、追加料金)規則(Consumer Contracts (Information, Cancellation and Additional Charges) Regulations 2013)に基づき、消費者が注文した商品を全て返品することによってオンライン販売契約をキャンセルする権利を行使した場合には、ローン契約も終了すべきである。そのため、事業者の規約では同規則による消費者のキャンセルの権利を考慮に入れ、消費者が契約をキャンセルして物品を販売店に返品したときの返金処理のタイミングと方法を明確に設定すること、契約上の権利として消費者が商品をキャンセル又は返品するときに、支払を一時停止する機能を消費者に提供することの検討等を求めた。

(出所) Financial Conduct Authority, “FCA drives changes to Buy Now, Pay Later (BNPL) firms’ contract terms” 2022年2月14日

3.3 後払い決済(BNPL)に関連する法規制等の状況(米国)

- 連邦法においてはBNPLサービスの多くは規制されていない。
- 米国議会調査局(Congressional Research Service)はBNPLについて以下のような政策課題があると指摘。
 - 返済不可能な債務を抱える危険
 - 消費者に対する不十分な情報開示の危険
 - 消費者の信用情報の記録
 - 消費者の個人データ保護

(出所) Congressional Research Service, "Rapidly Growing "Buy Now, Pay Later" (BNPL) Financing: Market Developments and Policy Issues" 2021年11月1日

- 消費者金融保護局(Consumer Financial Protection Bureau: CFPB)はBNPLの規制を検討するにあたり、2021年12月に5つの事業者に対してBNPLの危険性と利点に関する情報開示を要求している。また、2022年1月には一般市民に対してBNPLの利用体験や懸念などの意見を募集した。

(出所) Ashwin Vasan, "Our public inquiry on buy now, pay later" 2022.3.25, Consumer Financial Protection Bureau

- 上記の意見募集に対しては様々な反応があった。例えば、21州の州検事総長は合同でCFPBに対して意見文を提出し、BNPL事業者をより精査し、以下のようなことを行うよう求めた。
 - － 事業者が消費者の権利を守り、保護しているかを分析すること
 - － 事業者が消費者に対して全ての手数料や請求を開示し、それが妥当であるように保証すること

(出所) Office of the Attorney General State of Illinois, "Letter Re: Notice and Request for Comment Regarding the CFPB's Inquiry Into Buy-Now-Pay-Later (BNPL) Providers" 2022年3月25日

- BNPL事業者やサービスに対して一部規制や取り締まりを進めている州がある。カリフォルニア州では2020年から2022年の間に5つの事業者に対して違法な手数料を徴収したと判断し、罰金を科した。

(出所) California Department of Financial Protection and Innovation, "Buy Now, Pay Later Company Agrees to Cease Illegal Loans, Pay Refunds in Settlement" 2022年8月9日

3.3 後払い決済(BNPL)に関連する法規制等の状況(スウェーデン、オーストラリア)

■ スウェーデン

● 決済サービスに関する法律(2010:751)

- 2020年7月に施行された改正により、消費者がオンラインで物品又は役務を購入する際には、信用を伴わない決済手段より前に、信用を伴う決済手段を表示してはならず、信用を伴う決済手段をデフォルトでの選択としてはならないとしている。
- そのため、BNPLを低コストの即時決済より前に、ファーストチョイスとして提示することはできない。

(出所) Financial Conduct Authority, “The Woolard Review - A review of change and innovation in the unsecured credit market” 2021年2月2日

■ オーストラリア

● AFIA Buy Now Pay Later(BNPL) Code of Practice

- オーストラリアの金融業を代表する団体である、オーストラリア金融業協会(Australian Finance Industry Association: AFIA)では、BNPLに関する行動規範を世界ではじめて策定、2021年3月から発効している。
BNPL業界のベストプラクティスを定め、消費者保護を強化するものである。2022年3月に第2版が公表されている。
- 行動規範では、包摂的かつアクセス可能な高品質な製品・サービスを提供すること、法規制上の制限がある物品・サービスに使用できないようにすること、BNPLの支払に関連する分割払い・手数料等の透明性を保つこと、オーストラリア証券投資委員会の紛争解決基準に準拠した苦情対応を提供すること、プライバシーを尊重し信用報告の目的で使用する場合又は明示的な同意を得ている場合を除き個人情報又は金融情報を他の金融事業者と共有しないこと等を示している。その他、2,000ドル(新規顧客)又は3,000ドル(既存顧客)を超える金額の場合には顧客からのデータ又はサードパーティから提供されたデータ、15,000ドルを超える金額の場合には両者のデータをもとにBNPLが顧客に適していることを確認することとしている。
- 行動規範に準拠できることを示したBNPL事業者はメンバー認定される。認定された事業者はAFIA行動規範メンバーであることを示すチェックマークを表示することができる。認定を受けたBNPL事業者にはAfterpay、Klarna等があり、推定市場シェア95%を占めている。

3.4 諸外国における消費者への後払い決済(BNPL)に関する注意喚起の例

■ 米国

- 消費者金融保護局は消費者に以下の点を注意喚起。
 - － BNPLの多くは利率が0%でも延滞手数料などの手数料が存在する。
 - － 支払いはBNPL事業者に対して行うため、返品を行う際の手続が複雑なことが多く、返品が登録・承認されるまで支払いを続ける必要がある可能性がある。
 - － BNPLはクレジットカードのような紛争解決など仕組みがなく、消費者の保護が少ない。
 - － 多くの場合BNPLの利用は信用調査会社に報告されないため、利用によるクレジットスコアへの影響はない。ただし、返済が遅れ、債務回収代行事業者に引き渡されると、クレジットスコアに悪影響を及ぼす可能性がある。

(出所) Andrew Braden, “Know before you buy (now, pay later) this holiday season” 2021年12月16日, Consumer Financial Protection Bureau

■ イギリス

- 2022年8月、金融行為規制機構はBNPL事業者に対し、広告内容に関する警告を発表し、消費者に注意を呼び掛けた。特にインターネットやSNS上の広告の多くが、消費者金融業務行為原典(CONC 3)に規定されている危険性の情報開示の義務を満たしていないことを指摘。中でも以下のような点が含まれていないことを指摘した。
 - － 利用者が返済することが出来ない債務を負うことになる可能性があること
 - － 返済が遅れた場合の対応(滞納料金の発生等)
 - － 利用者の信用情報に対する影響など利用による望ましくない影響
 - － 請求はいつから支払い可能なのか
- また、警告内ではBNPL事業者の広告は衝動的な買い物を誘発している可能性があるとして指摘している。

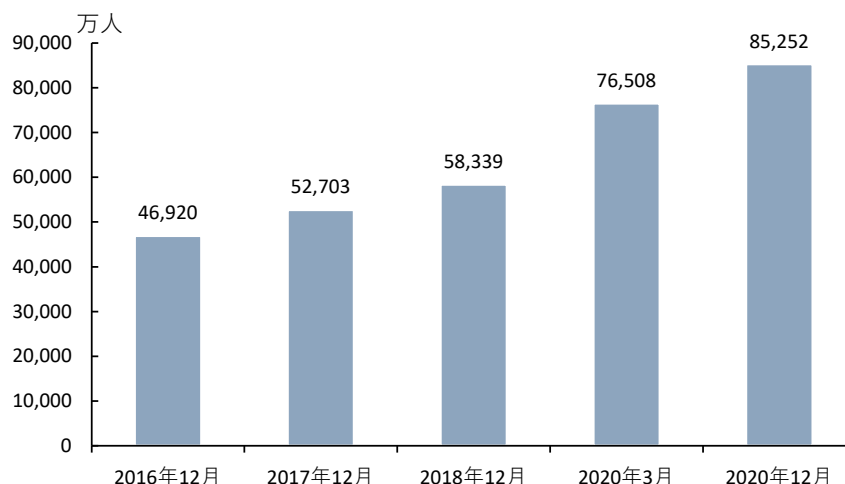
(出所) Financial Conduct Authority, “FCA warns Buy Now Pay Later firms about misleading adverts” 2022年8月19日

3.5 諸外国におけるコード決済の利用状況（中国）

- 2020年12月のモバイル決済の利用者数は8億5,252万人。モバイルインターネット利用者の86.5%が利用。
- 中国銀聯が行った調査によれば、中国の消費者の85%がQRコード決済を利用。
(出所) 中国銀聯「中国银联发布2020年移动支付安全大调查报告」2021年2月1日
- QRコード決済の相互利用が進んでいる。
 - オフラインでは、アリペイ、WeChat Pay、Unionpay Quick PassにおいてQR決済コードの相互承認がなされており、2022年には全ての都市で対応される予定。
 - オンラインでは美团、拼多多等のオンラインプラットフォームでアリペイ、WeChat Pay、Unionpay Quick Pass等の主要な決済チャネルがサポートされるようになっている。

(出所) 中国インターネット情報センター「第49回中国インターネット発展状況統計報告」2022年2月

モバイル決済利用者数の推移



(出所) 中国インターネット情報センター「第47回中国インターネット発展状況統計報告」(2021年2月)

3.5 諸外国におけるコード決済の利用状況(米国)

■ PayPalとVenmoによるQRコード決済

- ドラッグストアのCVS Pharmacyは、2020年11月からPayPalとVenmoによるQRコード決済を採用。
 - 8,200店でQRコード決済が可能。
 - 顧客はキーパッドに触れたり、領収書へのサインをせずにタッチフリーで決済することができる。CVSでは、健康志向の顧客に対するタッチフリーの支払方法の提供とともに、取引の安心と安全を実現できるとしている。

(出所) CVS Pharmacy, “CVS Pharmacy is First National Retailer to Offer Touch-Free Payments Through PayPal And Venmo” 2021年11月16日

- その他、数十万の販売店でQRコード決済の利用が可能になっている。

(出所) PayPal, “The Perks of Touch-Free Payments with PayPal and Venmo” 2021年7月1日

■ 大手小売チェーン等が専用アプリにコード決済機能を搭載

- スーパーマーケットチェーンのWalmartは、Walmart appにQRコード決済機能(Walmart Pay)を導入。
 - 2015年12月にWalmart Payを導入。レジに表示されるコードをアプリから読み取ることで支払いが行える。
- 百貨店のMacy'sは、Macy's appにコード決済機能(Macy's Pay)を導入。
 - Macy's PayにMacy'sのクレジットカードを登録。
 - Macy's の店舗での支払時、Macy's Payで生成したバーコードを店員に読み取ってもらうことにより決済ができる。

3.5 諸外国におけるコード決済の利用状況（シンガポール）

- 2018年9月に、世界初の国内におけるQRコード決済の統一規格であるSingapore Quick Response Code (SGQR) の提供を開始。
 - SGQRは2017年8月よりシンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore) と情報通信メディア開発庁 (Infocomm Media Development Authority) が率いるSGQR taskforceによって開発された。SGQR taskforceには関連政府機関の他、決済サービス事業者や銀行などが参加している。
 - 統一規格により、一つのQRコードから複数の決済サービスを利用することが可能となった。SGQRは提供当初からPayNow、NETS、GrabPayなど27種類の決済サービスに対応している。

(出所) Monetary Authority of Singapore, “Singapore Introduces World’s First Unified Payment QR Code – SGQR” 2018年9月17日

- 提供開始以降、SGQRの利用は普及し、利用可能な店舗も年々多くなっている。
 - 導入1年目の段階では約42,000箇所で行っていたのが、2020年には約120,000箇所、2021年には260,000箇所以上に増加している。
 - 2021年時点でSGQRに対応している事業者は150,000以上あり、これはシンガポール国内の事業者の75%にあたる。
 - SGQRの対応事業者には、ショッピングモール内の小売店やホーカーセンター（屋外複合施設）の屋台も含まれている。

(出所) Monetary Authority of Singapore, “Reply to Parliamentary Question on e-payments and progress on the roll out of SGQR” 2021年10月4日

4. キャッシュレス決済における消費者保護の取組

4.1 キャッシュレス決済に関連する事業者の取組例(コード決済)

■ キャッシュレス決済(コード決済)に関連する事業者の取組例(事業者やサービス内容等により異なる)

取組	取組概要
本人確認	・ アカウント作成時、端末への初回ログオン時等にSMSによる2段階認証を実施。 ・ 残高の払い戻しが可能なコード決済の利用を開始する時等には本人確認を求めている。 ・ 本人確認では、顔写真付きの本人確認書類とセルフィーを利用した本人確認、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用した確認、運転免許証のICチップの読み取りによる確認等が行われている。
加盟店審査	・ コード決済を利用しようとする販売店を審査。 ・ 加盟店規約により取扱禁止商品等を定めていることがある。
モニタリング	・ 24時間365日体制で利用状況を監視し、不正な利用を検知。 ・ 不正な利用を検知したときにはアカウント停止等の対応を実施。
上限金額設定	・ 1回あたり、1日あたり、1か月あたり等の支払や送金等が行える上限金額を設定。
利用者による上限額の設定機能	・ コード決済事業者が定める利用上限額の範囲内で、支払や送金、チャージ可能な金額の上限等を消費者が設定できる機能を提供。
キャンペーンの適用条件等の説明	・ 消費者が誤認しないようアプリや公式ホームページ等に、キャンペーンの適用条件に関する注意事項等を記載。
利用履歴の確認機能	・ アプリ内に利用履歴を確認できる機能を提供。身に覚えのない支払等がないか等の確認もできる。
不正利用に関する注意喚起	・ フィッシング等の不正な行為や詐欺等の手口等に関する情報とその対策等に関して情報提供を行っているコード決済事業者がある。
不正利用に対する補償制度	・ 第三者が不正にコード決済を利用した場合の被害、第三者が口座情報を入手してコード決済を通じて不正に出金・決済した場合の被害を補償。 ・ 補償を受けるには、警察への被害の届出、必要な書類の提出、被害発生から一定の期日以内でのコード決済事業者への申請等、コード決済事業者が定める一定の条件を満たすことが求められる。

(出所) 事業者へのインタビュー調査、事業者Webサイト等より作成

4.1 キャッシュレス決済に関連する事業者の取組例(後払い決済)

■ キャッシュレス決済(後払い決済)に関連する事業者の取組例(事業者やサービス内容等により異なる)

取組	取組概要
本人確認	翌月一括払い、毎月一定額を支払う後払い決済サービス等では本人確認を実施。
加盟店審査	- 後払い決済を利用しようとする販売店を審査。 - 定期購入を提供する加盟店に関して販売方法、サイト上の表記、連絡先、顧客サポート等の状況等を確認している後払い決済事業者がある。
加盟店のモニタリング	消費者からの問い合わせ状況、消費者の支払状況の変化等をもとに、必要に応じて加盟店の状況を確認している後払い決済事業者がある。
加盟店の連絡先情報の提供	加盟店契約時に連絡先を把握し、請求書やアプリから加盟店の連絡先を消費者が確認できるようにしている事業者がある。
利用者の与信	後払い決済サービスの利用を希望する消費者について与信審査を実施。審査結果に基づき利用可能上限額を設定。
不正利用のモニタリング	不正な利用がないかモニタリング
支払時期の通知	支払期日前や支払期限後にメール等で支払時期の通知や督促等を行っている事業者がある。
重複支払等への対応	重複して支払った場合には、連絡を受けた後払い決済事業者が状況を確認した後に返金等の対応をしている場合がある。
利用履歴の確認機能	翌月一括払い等、利用者登録を要する後払い決済サービスにおいて、アプリ等から利用履歴を確認できる機能を提供している後払い決済事業者がある。
支払額のシミュレーション機能	定額払いの後払い決済サービスにおいて、支払額、定額払いの設定金額等を設定することにより、支払期間、総支払額、合計手数料のシミュレーション機能が提供されていることがあり、手数料等を確認した上での利用等が可能となる。

(出所) 事業者へのインタビュー調査、事業者Webサイト等より作成

4.2 キャッシュレス決済の利用に当たって消費者が注意すべき事項

■ 消費者が注意すべき事項の例

利用にあたっては、以下のような事項について注意すべきである。

【コード決済／後払い決済共通の注意事項】

- キャッシュレス決済の仕組みをよく理解した上で利用する。
 - － 決済の仕組み、支払方法・時期、手数料、利用規約等を確認する。
- 利用履歴、ログイン履歴の確認
 - － アプリ等を通じて提供されるキャッシュレス決済の利用履歴やログイン履歴等を定期的に確認し、身に覚えのない利用等がないか確認する。
- 使いすぎの予防
 - － 自身で利用可能額を設定したり、支払総額や手数料等をシミュレーションする機能等が提供されていることがある。これらの機能を活用しながら使いすぎを予防する。
- メールやSMS等に記載されたリンクから決済サービスに関連したID・パスワードや個人情報等を入力しない。
 - － フィッシング詐欺の可能性もあるため、このような場合、リンクからではなく決済サービス事業者のアプリやWebサイトからアクセスしなおす。また、正しいサイトであるか判断がつかないときには入力せず、決済サービス事業者等に確認する。
- スマートフォンへのセキュリティ設定
 - － 第三者から不正な操作がされないよう、暗証番号やパスワード、指紋認証等による画面ロックを設定する。
- 端末の紛失・盗難時の対応方法・連絡先等の確認
 - － 万一、端末を紛失した際には、携帯電話会社等が提供する端末の遠隔ロックサービスを利用
※事前の申込みや設定が必要な場合があるため事前に確認しておく必要がある
 - － キャッシュレス決済事業者に決済サービスの利用停止等を依頼
※端末紛失時等に行うべき対応について事前に確認しておく必要がある。

【主に後払い決済での注意事項】

- 身に覚えのない請求書等が届いたときには請求書等を放置しない。
 - － 身に覚えのない請求書等が届いたときには放置せず、家族等の利用を確認したり、後払い決済事業者へ問い合わせをしたりする。

(出所) 事業者へのインタビュー調査、各種資料より作成